

関係省庁の支援措置について

平成29年6月1日
小さな拠点・地域運営組織の形成に関する
都道府県担当者説明会

目次

・ 総務省	総務省における集落ネットワーク圏と地域運営組織の形成に対する支援について……	2
・ 農林水産省	農山漁村振興交付金について ……………	5
・ 国土交通省	国土交通省における「小さな拠点」の形成の取組について ……………	8
・ 厚生労働省	介護保険制度における「生活支援コーディネーター」・「協議体」について ……………	22
・ 文部科学省	廃校施設等の有効活用について ……………	38
・ 経済産業省	今後のSS過疎地対策について ……………	45

総務省における集落ネットワーク圏と 地域運営組織の形成に対する支援について

平成29年6月1日(木)

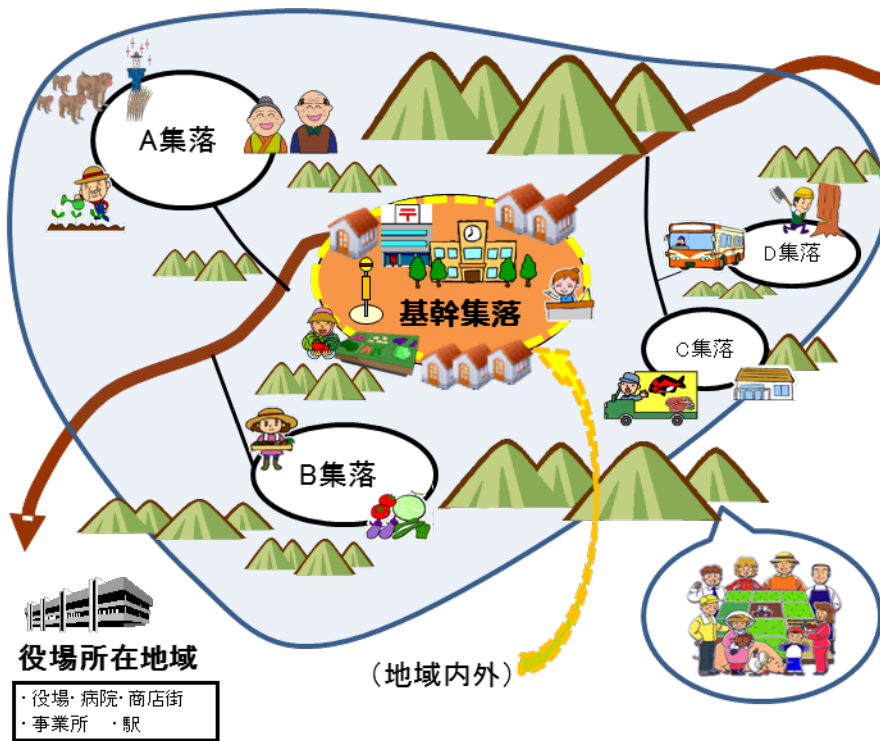
総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

集落ネットワーク圏の形成推進

(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連)

- 過疎地域等においては、小規模化・高齢化により集落機能が低下し、生活の維持が困難な集落が増加。
- 個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースもあることから、より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落で「集落ネットワーク圏」を形成し、集落を活性化する取組が必要。

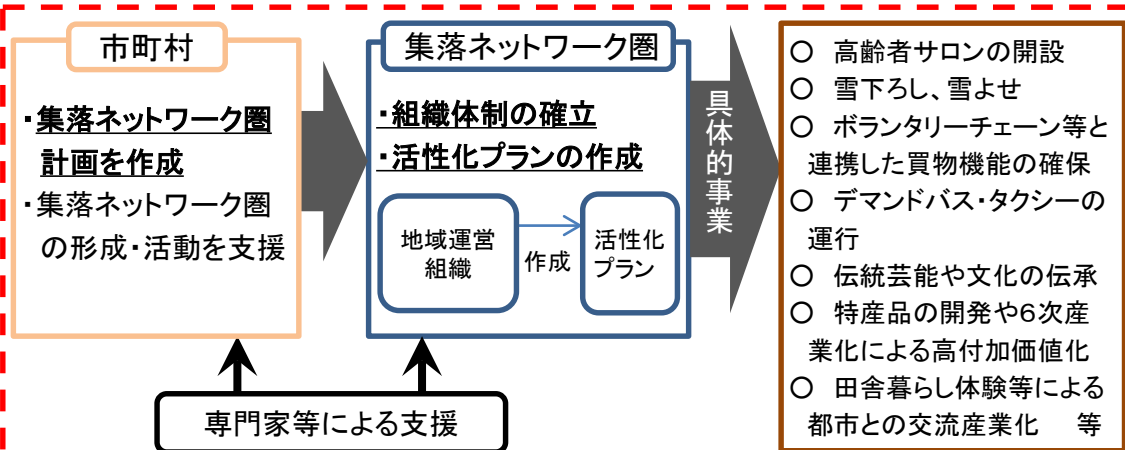
集落ネットワーク圏における取組イメージ



※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

過疎地域等自立活性化推進交付金 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

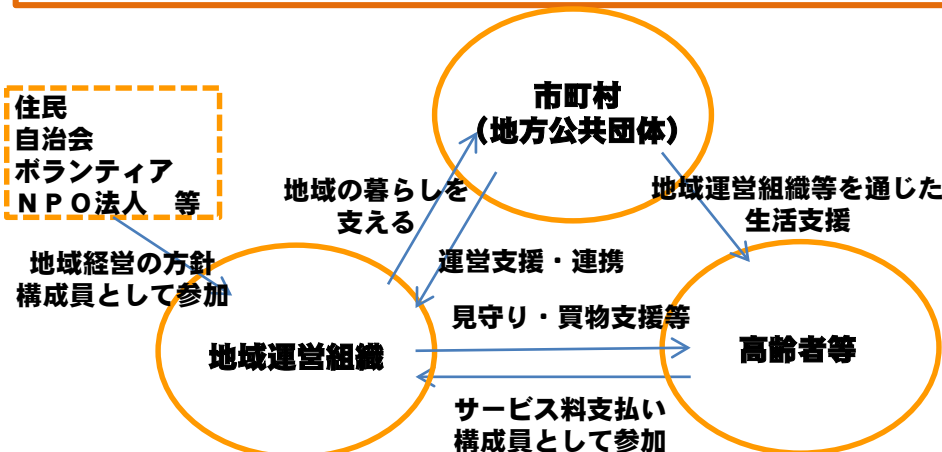
- (1) 事業実施主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
(地域運営組織)
※ 交付金の申請は市町村が行う。
- (2) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (3) 平成29年度予算積算額 4.0億円
- (4) 対象事業 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び
活性化プランに基づく活性化のための事業



地域運営組織について

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。(全国には概ね小学校区を単位に3,071組織がある。)

地域課題の多様化・広域化により、自治会・町内会では対応が困難な課題について、既存の自治会・町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組み。



先発事例①(島根県雲南市)

市内全域で概ね小学校区を単位とする任意の住民組織「地域自主組織」が結成され、小規模多機能自治の活動として、高齢者の見守り事業、配食事業等を実施している。



先発事例②(大榎商店(鹿児島県大和村))

地域住民の出資により創設。100年以上継続。食料品等日用品に加えて、GSも経営。また、商店を拠点として、ボランティアグループ「大榎結の会」による惣菜販売等、高齢者生活支援を実施している。



地域運営組織等に関する調査研究

(1) 地域運営組織に関する調査研究(H25～)

暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究
(座長: 小田切徳美 明治大学教授)

(2) 「小さな拠点」の形成に向けた新しい「よろずや」づくり(H26～H28)

地域が主体となったコミュニティビジネスの形で地域住民が支える持続可能な拠点づくりに関する調査研究

(座長: 飯盛義徳 慶應義塾大学総合政策学部教授)

(3) 地域における生活支援サービス提供の調査研究(H26)

コミュニティビジネスを活用しながら生活支援サービスを継続的に展開する取り組みの調査研究

(座長: 作野広和 島根大学教育学部教授)

総務省ホームページ 地域づくり関連調査・統計資料

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html

平成29年度における地方財政措置(市町村分)

(1) 地域運営組織の運営支援のための経費

地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。

① 運営支援に関する経費(運営交付金等)…普通交付税

② 形成支援に関する経費(施設改修、ワークショップ開催等)…特別交付税

(2) 高齢者等の暮らしを守る経費

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み(高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食等)に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる(普通交付税)。

※(1)①及び(2)において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる

農山漁村振興交付金について

農林水産省 農村振興局 農村政策部
農村計画課 農村政策推進室

[平成29年度予算の概要]

53 農山漁村振興交付金 【10,060(8,000)百万円】

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

＜背景／課題＞

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、農山漁村の維持発展等に向けて、農業者等の地域住民の就業の場を確保するとともに、地域の創意工夫による取組を進め、所得の向上や雇用の増大に結びつけていくことが必要です。
- ・特に「農泊」の推進を通じて、増大するインバウンド需要を呼び込み、農山漁村の所得の向上・億総活躍社会の実現に向けて、農業と福祉が連携した農福連携への期待が全国的に高まっています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させることなどにより、農山漁村の自立発展を目指す。

＜主な内容＞

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 1,447(1,915)百万円
農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。また、福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援します。

2. 山村活性化対策 780(750)百万円
特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。

3. 農泊推進対策 5,000(一)百万円
「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる体制、制の構築、地域資源を観光コンシテントとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援します。

4. 農山漁村活性化整備対策 2,833(5,335)百万円
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。

事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等
交付率：定額、1／2等

お問い合わせ先：

都市農村共生・対流対策及び農泊推進対策に関すること	(03-3502-5946)
地域活性化対策に関すること	(03-6744-2203)
山村活性化対策に関すること	(03-6744-2498)
農山漁村活性化整備対策に関すること	(03-3501-0814)

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。

農泊推進対策（新規）

- 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った「農泊地域」の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築
- ・伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年 等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1／2等

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援
- 福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援



活動計画づくり



高齢者のいきがい農園の整備



障害者による玉ねぎ収穫

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：
 - 都市農村共生・対流対策：上限2年
 - 地域活性化対策：上限5年
- 交付率：定額（上限800万円等）、1／2

山村活性化対策

- 特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援



地域産品の加工・商品化

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（上限1,000万円）

農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設



就業のために必要な研修施設

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1／2等）

主な重点プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

「農」と福祉の連携プロジェクト

農親連携プロジェクト

空き家・廃校活用交流プロジェクト

国土交通省における 「小さな拠点」の形成の取組について

国土交通省 国土政策局
地方振興課

「小さな拠点」の形成について

- 人口減少の進展で多くの集落が消滅の危機にあり、中山間地域等では生活サービス機能の維持等が大きな課題になっている。
- こうした課題を克服し、愛着のある地域に住み続けられるようにするためには、「小さな拠点」の形成が必要。

将来人口の推計

- ・1kmメッシュでの将来人口推計によれば、2050年には、
 - ①現在の居住地域の6割以上で人口が半減
 - ②居住地域の19%は非居住化(消滅)

	2010年 人口 (万人)	2050年 人口 (万人)	減少率	将来人口推計			
				人口増減率別1kmメッシュ割合 (対居住メッシュ)			
				半減以下		0以上 50% 未満減	増加
				うち非 居住化	うち50% 以上減		
全国	12,806	9,708	▲24%	63%	19%	44%	35%

地域消滅のおそれ

(出典)2050年人口(万人)は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(H24年1月推計)」の中位推計(出生中位、死亡中位)、人口増減率別1kmメッシュ割合(対居住メッシュ)は国土交通省国土政策局推計による。

集落における課題

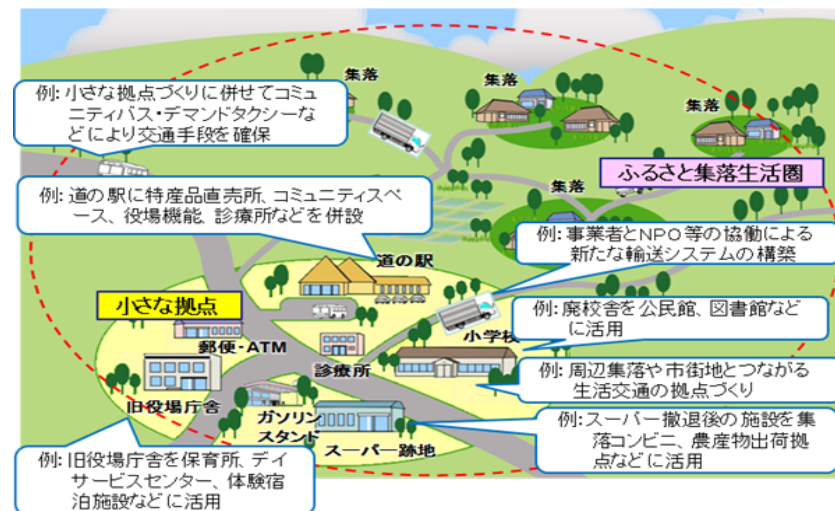
- ・人口減少、高齢化の傾向の中、集落においては、生活サービス機能やコミュニティ機能等の維持が大きな課題となっている。
- 集落で発生している主な課題**
- 空き家の増加 82.9%
 - 耕作放棄地の増大 71.6%
 - 働き口の減少 68.6%
 - 商店・スーパー等の閉鎖 64.0%

(出典)「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」H28年9月、国土交通省、総務省

小さな拠点のイメージ

- ・愛着のある地域に住み続けられるようするためには、生活サービス機能等が歩ける範囲に集約され、周囲の集落とのネットワークが整備された「小さな拠点」の形成が必要

(「小さな拠点」のイメージ)



(参考)

- 「国土形成計画(全国計画)」(H27年8月閣議決定)
「生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐ「小さな拠点」を形成し、必要な生活サービス機能等を維持する。」
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」(H28年12月閣議決定)
「小さな拠点(地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場)の形成数:1,000 か所を目指す。」

第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性

第1節 ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

②地域構造の将来像

人口減少や高齢化の中にあっても、住民の生活を守り、活力のある地方を維持するためには、各地域が知恵を絞って自らの将来像を構造的に考えることが何よりも重要である。その上で、「コンパクト＋ネットワーク」の考え方を基礎に、「小さな拠点」を始めとする多層的な地域構造を構築するとともに、豊かな国民生活に資する使いやすい交通を実現する。

(集落地域における「小さな拠点」の形成・活用)

急激な人口減少の影響をいち早く経験している中山間地域等では、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等)やコミュニティ機能が維持できなくなっている地域があり、「コンパクト＋ネットワーク」による機能維持・強化が必要である。具体的には、小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐ「小さな拠点」を形成し、必要な生活サービス機能等を維持する※。

こうした「小さな拠点」は、住民が日常生活を送る上での「守りの砦」となるのみならず、道の駅との連携や宿泊施設の併設等により地域外の住民との対流拠点となり、例えば、ICTを活用した6次産業の展開等イノベーション拠点としての機能を担い雇用を生み出すなど、いわば「攻めの砦」としての役割も期待される。

「小さな拠点」の形成に当たっては、その地域に生活する住民のニーズ、発意に基づく身の丈に合った持続可能な取組が重要であることから、地方自治体等から支援を受けつつも住民や地域のNPO等が主体となって地域づくりを進めることが重要である。

※ 生活サービス機能の整備としては、例えば、旧小学校区エリア等の人口数百人程度の比較的小規模な地域では、食料品・日用雑貨等を扱う商店等や診療所等の小規模な医療施設、小規模なガソリンスタンド等地域住民の日々の生活の必要性が高い生活サービス施設等が、また、平成の合併前の旧町村エリア等の人口規模が数千人程度の地域であれば、地域のニーズに応じた形で、その他に飲食店や市町村の出張所等の行政庁舎、歯科診療等の医療施設、金融機関や道の駅、農産物販売所等が考えられる。

小さな拠点の形成に向けた取り組みへの支援について(国土交通省)

国土交通省は、他省庁との連携のもと、ハード・ソフトの両面から各地域における「小さな拠点」の形成に向けた取り組みに対して積極的な支援を進めている。

拠点施設の整備

- **既存公共施設の活用推進**
「小さな拠点」の形成に向け行う既存公共施設を活用した施設の再編・集約に係る改修費に対する支援。
(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業) ※H29予算額 約1.5億円
- **地方創生の核となる「道の駅」の整備の促進**
各種機能を備えた重点「道の駅」の重点的支援等による地方創生の核となる「道の駅」の整備の促進。
※重点「道の駅」選定箇所数：73箇所 (H28年度現在)
- **施設整備のための土地利用の弾力化**
生活サービス機能等の集約を図る区域内における開発許可等の特例を設ける地域再生土地利用計画制度を創設。
※内閣府等と連携した地域再生法改正 (H27年)

持続可能な物流ネットワークの構築

- **地域の持続可能な物流ネットワーク構築の検討の支援**
過疎地等における宅配サービスの維持や買物弱者支援等にも役立つ新たな輸送システム構築に向けたモデル事業の実施(地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築に関するモデル事業 (H27年度))
- **地域内の共同輸配送等の調査支援**
地域内の共同輸配送や公共交通を活用した貨客混載のための計画策定経費等への支援。(モーダルシフト等推進事業) ※H29予算額 39百万円
- **自家用有償旅客運送者による少量の貨物の運送を可能とする規定の追加**
内閣府等と連携した地域再生法改正により、地域再生計画に位置づけられたNPO等の自家用有償旅客運送者による少量の貨物の運送を可能とする規定を追加。(H27年)

交通ネットワークの整備

- **デマンドバス等の運行支援**
過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費用の支援。(地域公共交通確保維持改善事業)
※H29予算額 214億円の内数
- **自家用車を用いた有償旅客運送の弾力化**
過疎地域等における自家用車を用いた有償運送について、自治会等も実施主体として認めるとともに、地域外の来訪者を旅客の対象に追加。
※道路運送法の運用見直し (H27年)

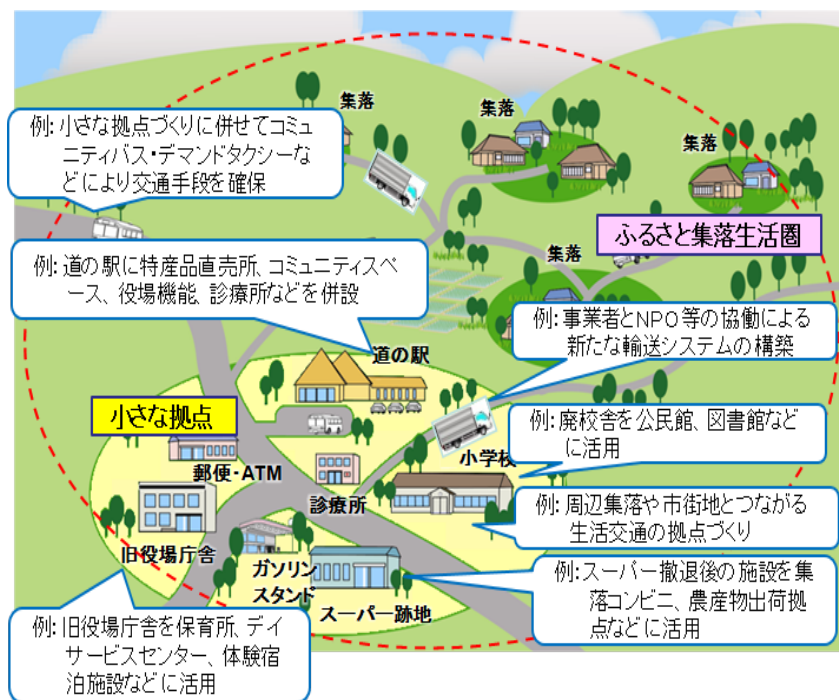
新しい技術の活用に向けた取組

- **小型無人機の物流事業への活用に向けた取組の推進**
小型無人機による荷物配送の事業化に向けた課題の洗い出し等を行うため、過疎地域において荷物輸送実験を実施。(H27年度)
操縦者の目の届かない範囲でも、小型無人機の自律かつ安全な離着陸を可能とする物流用ドローンポートシステムの研究開発を実施。(H28年度～H29年度)
- **中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験**
超高齢化等が進行する中山間地域において、人流・物流の確保のため、道の駅など地域の拠点の拠点を核とする自動運転サービスの導入を目指し、実証実験を開始。(H29年度新規)

「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。「小さな拠点」は、地域外の人が利用する施設を組み入れることにより、「対流拠点」となることが期待される。

このため、既存施設の再編・集約に対して、NPO等による事業も補助対象に追加するとともに、新たなモデル性の高い事業に重点化して支援を行う。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

(※下線部は平成29年度拡充要求に係る部分)

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村等の条件不利地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等 (間接補助)
- 対象事業

遊休施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた既存施設の再編・集約に係る改修

○フォーラムや交流会の開催

「小さな拠点」に関する取組の裾野を広げるため、フォーラムや交流会の開催等により「小さな拠点」形成に係る考え方や既存ストックを有効活用したモデル事例に係る情報提供等を積極的に行う。

「道の駅」による地域活性化の推進

■ 地方創生を支援する「道の駅」の取組を推進します。

<背景/データ>

- 平成5年の制度創設以来、**1,117箇所**
 - 全国モデル「道の駅」 **6箇所**(平成26年度選定)
 - 重点「道の駅」 **73箇所**(平成26、27年度選定)
 - 特定テーマ型モデル「道の駅」
平成28年度住民サービス部門モデル「道の駅」 **6箇所**
- 地方創生に資する地産地消の促進及び小さな拠点の形成等を目指した、先駆的な取組等を行う「道の駅」を重点支援
- 「道の駅」の質的向上に向けた取組として、全国各地の「道の駅」の模範となる特定テーマ型モデル「道の駅」を選定
- 「道の駅」において、観光情報の提供や道路情報の充実等により、利用者サービス面の向上を図る

地方創生に資する取組企画事例

- 高速バス、路線バス、地域コミュニティバスの乗継拠点整備



<「道の駅」ピア21しほろ>

- 地元の大学と連携した特産品協同開発および販売促進



<「道の駅」阿蘇>

[「道の駅」の概要]

【地域振興施設等】

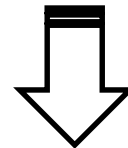
⇒他省庁と連携し支援

○様々なサービスを提供する施設

【道路施設等】

⇒社会資本整備総合交付金等により国土交通省が支援

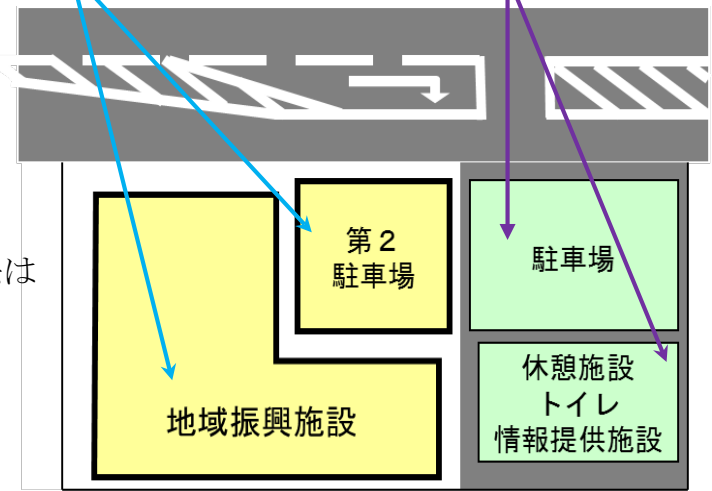
整備方法は2種類



一体型



単独型



市町村等整備

道路管理者整備

市町村等整備

地域公共交通確保維持改善事業

コンパクト＋ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

<支援の内容>

- 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。

快適で安全な公共交通の構築

<支援の内容>

- ノンステップバスの導入、鉄道駅におけるホームドアの整備、内方線付点状ブロックの整備 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新 等

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査
- 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価

地域公共交通網
形成計画

地域公共交通再
編実施計画

国の認定

地域公共交通ネットワーク再編の促進

<支援の内容>

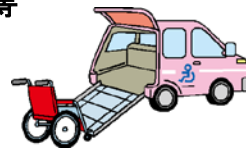
- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業の実施
・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入 等

①実施主体の弾力化

従来は、実施主体については法人格のある非営利団体に限定していたところ。⇒営利を目的としない自治体、青年団、観光関係の協議会などの「権利能力なき社団」についても実施主体として認めることとします。

従来の実施主体

- ・市町村
- ・NPO
- ・社会福祉法人等



新たに実施主体として認められる団体

- ・自治会、青年団などの「権利能力なき社団」



②旅客の範囲の拡大

従来は、旅客の対象を地域住民又は実施主体が作成する旅客の名簿に記載された者に限定していたところ。⇒地域の交通が著しく不便であることその他交通手段を確保することが必要な事情があることを市町村長が認めた場合には、地域外からの来訪者等も運送できることとします。

従来の旅客の範囲



地域の住民



地域の学生



地域の勤務者



地域内における
生活支援ボランティア



新たに対象となる旅客



地域外からの来訪者

※地域の交通が著しく不便であることその他交通手段を確保することが必要な事情があることを市町村長が認めた場合に限り

地域再生法の一部を改正する法律(平成27年8月10日施行)の概要：「小さな拠点」形成

内閣府作成資料

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
- ➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

「小さな拠点」のイメージ



地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成 【第5条第4項第5号、第6号】

I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 **法律**

○市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定 【第17条の7】

- ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
- ・就業機会を創出する施設(地場産物の加工・販売所、観光案内所等)

- ➡ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導 【第17条の8】
- ➡ 農地転用許可・開発許可の特例 【第17条の10、第17条の12】

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 **法律**

○市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定 【第17条の7】

- ➡ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- ➡ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告 【第17条の9】

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保 **法律**

○市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け 【第5条第4項第6号】

- ➡ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に 【第17条の13】
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等) 【第17条の7】

IV 生活サービスを提供する担い手を確保 **法律**

○NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に 【第19条】

小さな拠点形成のための財政的支援

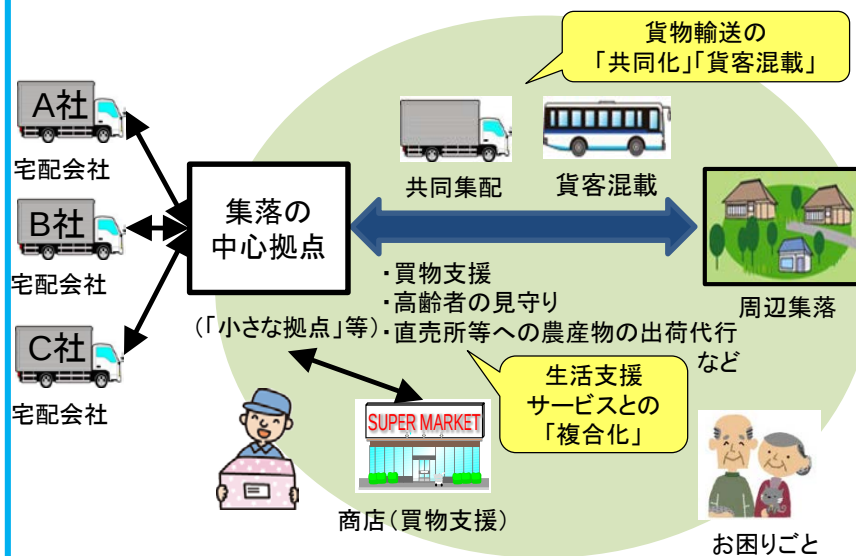
○各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援

○過疎地における事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買物弱者支援等にも役立つ新たな輸送システムを、自治体と連携しつつ構築する。

○「地域を支える物流システムのあり方に関する検討会」報告書(平成27年3月)を踏まえ、27年度に全国5か所でモデル事業を実施。得られた実践的なノウハウや既存の優良事例を踏まえ、改正物流効率化法の枠組等を活用しつつ、地域内配送の共同化事例を創出する。

輸送スキーム例

- ① 宅配各社による非効率な荷物輸送を共同化
- ② 路線バスや鉄道等の輸送力を活用した貨客混載
- ③ 買物支援、見守り等の生活支援サービスを複合化



持続可能な物流構築に関するモデル事業

- 省力化やサービス水準の向上等、共同輸送の効果を確認。
- 意見集約が困難等の課題がある場合、国や地方自治体等の外部支援を活用しつつ、関係者協議により一定程度解決が可能。
- 輸送能力、サービス品質、役割分担等の検討が必要。

広島県神石高原町来見地区

(NPO地域再生プロジェクト)

・道の駅からの弁当・惣菜宅配、農産物出荷支援等の**複合化**

多摩ニュータウン 諏訪・永山・貝取・豊ヶ丘エリア (ヤマト運輸)

・団地内物流拠点から、**宅配便の一括配送**



宮崎県西米良村 (村役場)

・村営バスを活用した郵便、新聞の配送、買物代行等の**貨客混載、共同配送**

高知県大川村 (村役場)

・買物代行・送迎、配食、高齢者の見守りの**複合化**

静岡市玉川地区

(静岡鉄道)
・路線バスを活用した混載、高齢者の見守りや買物代行の**複合化**

地域内の共同輸配送等の調査支援

○改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画※の策定のための調査事業等の支援を実施。

※総合効率化計画は、物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提とした多様な取組が対象。

事業概要

1. 補助対象事業者

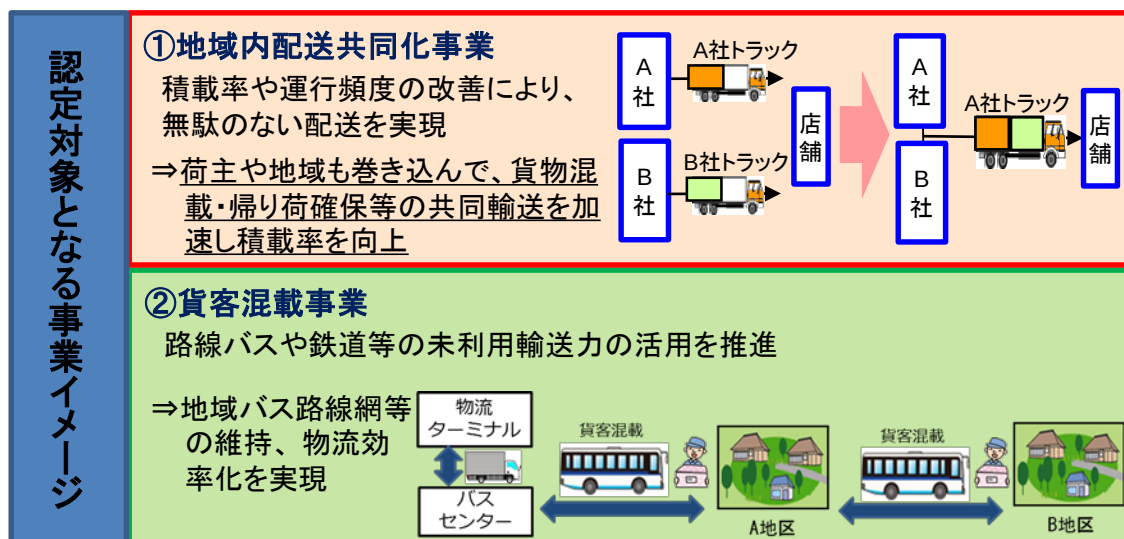
荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

2. 補助対象経費(補助率)

計画策定経費(定額(上限200万円))、運行経費※(最大1/2)

※総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率の向上、走行車両台数及びCO2排出量の削減を図るものであり、輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費が対象。

3. 平成29年度予算額:39百万円



○ **省力化された効率的な物流の実現**

⇒潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える効率化した物流を実現

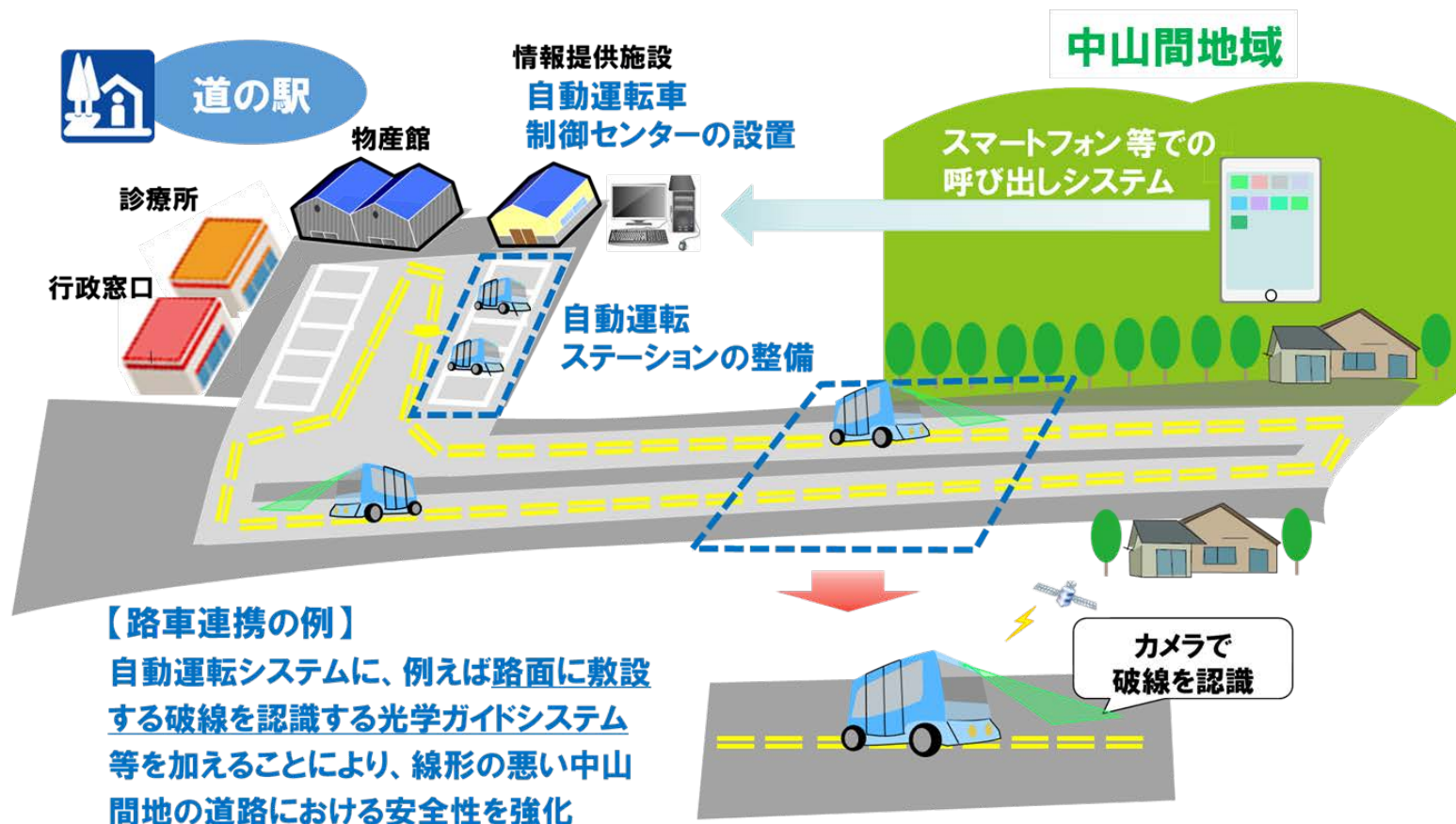
○ **トラックドライバー不足の解消**

⇒就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持

○ **CO₂排出量の大幅な削減**

⇒社会への貢献度の高い物流の実現

- 超高齢化等が進行する中山間地域において、人流・物流を確保するため、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスを路車連携で社会実験・実装する。



物流の確保
(宅配便・農産物の集出荷等)

貨客混載

生活の足の確保
(買物・病院、公共サービス等)

地域の活性化
(観光・働く場の創造等)

今年夏頃から全国約10箇所で実験開始予定

早期事業化が期待される過疎地での実験を通じ、事業化に向けた課題の洗い出し等を行うため、平成28年2月24日に徳島県那賀町で民間企業と協同して貨物輸送実験を行い、運搬時の貨物の衝撃度の計測、地区住民の意識調査等を実施。



実験場所

実施主体: 国土交通省
(株)日通総合研究所
MIKAWAYA21(株)

操縦: ブルーイノベーション(株)
協力: 徳島県、那賀町

機体の諸元等	
名称	SORAZOU M-8
製造者	ブルーイノベーション株式会社
プロペラ	8軸
サイズ	直径: 1,470mm 高さ: 485mm
重量	3.9~5.3kg (バッテリー1.4kg含む。)
ペイロード (積載可能重量)	最大6kg
飛行性能	
航続時間	最大20分
耐風性能	最大8m/s

損害賠償責任保険加入 (対人、対物)



①小型無人機とコントローラー



②輸送容器の外観



③容器内部(ゆで卵、牛乳、食パン)



④離陸(右側の人物は操縦者)



⑤搭載カメラの映像



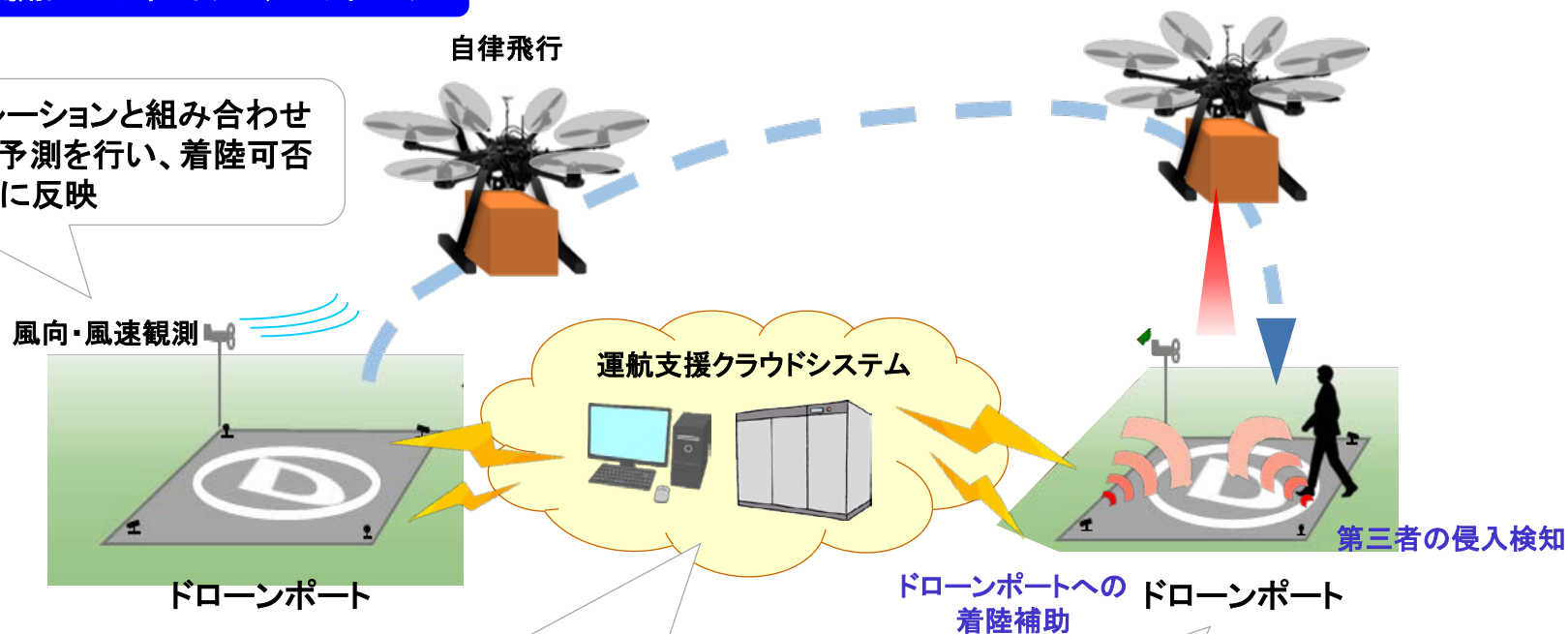
⑥輸送容器の取り外し

小型無人機の物流への活用にあたっては、配送先までの飛行や、貨物の積卸しに係る離着陸等、複雑なプロセスを目視外飛行で操縦者がいなくとも高精度かつ安全に行うことが必要である一方、現在のドローンの性能では、配送可能な貨物重量が限られており、機体重量を抑えつつ、経済性への配慮も必要です。

物流用ドローンポートシステムの開発により、操縦者の目の届かない範囲でも、ドローンの自律かつ安全な離着陸を可能とし、ドローンによる荷物配送の安全性と経済性の両立に寄与します。

物流用ドローンポートシステムのイメージ

シミュレーションと組み合わせて風況予測を行い、着陸可否や誘導に反映



- ・事前に、飛行経路の周辺の危険物、気象を確認
- ・飛行経路や機体登録等の離陸前の飛行計画の決定

- ・誤差数十cm内でドローンポートへ誘導
- ・第三者の侵入を検知し、着陸可否を判断

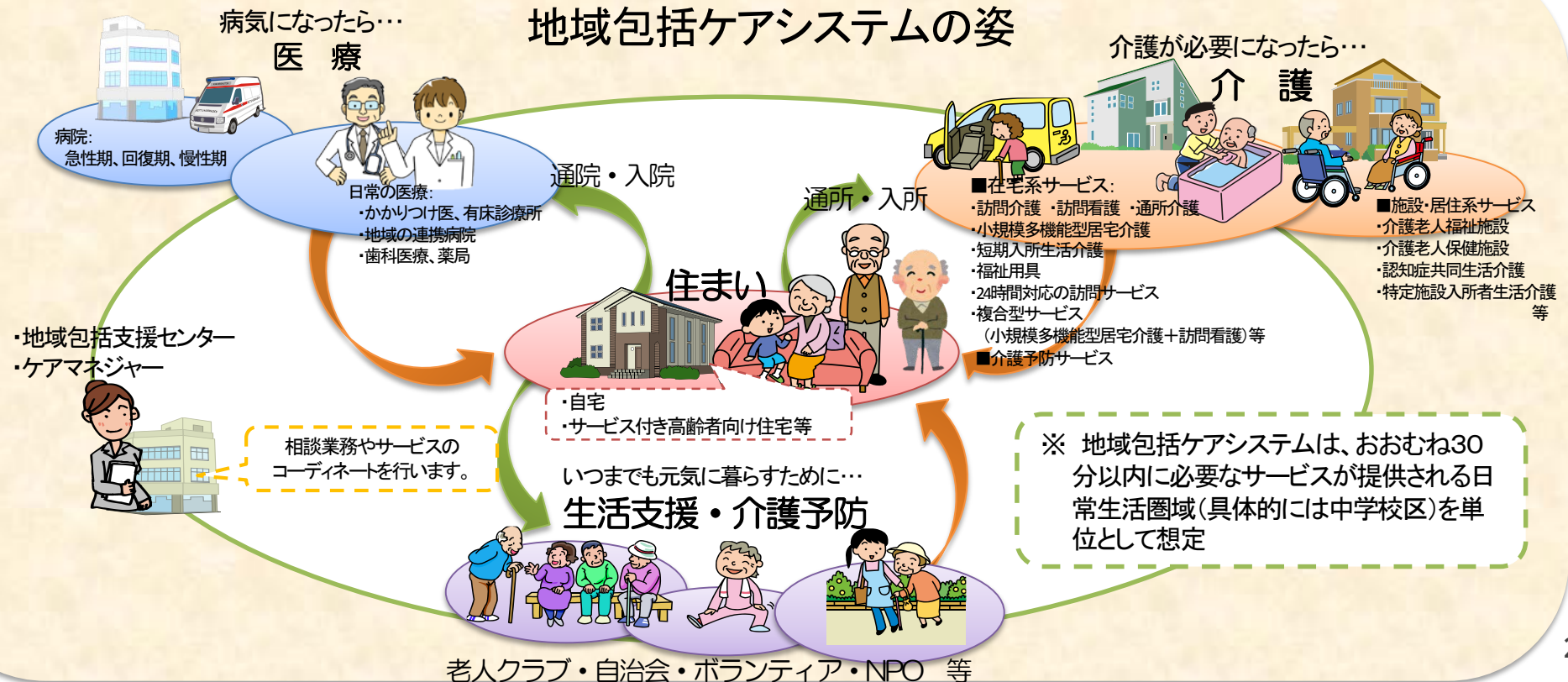
介護保険制度における 「生活支援コーディネーター」・「協議体」 について

平成29年6月1日(木)
厚生労働省 老健局 振興課

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿



介護保険法 第5条第3項（地域包括ケアの理念規定）

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

第2条（定義）

この法律において、「**地域包括ケアシステム**」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

平成26年介護保険制度の改正の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が**住み慣れた地域で生活を継続**できるようにするため、**介護、医療、生活支援、介護予防を充実**。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行（～29年度）
- * 介護保険制度内でのサービス提供であり、財源構成も変わらない。
- * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に重点化（既入所者は除く）

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、**保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す**。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大（※軽減例・対象は完全実施時のイメージ）

- * 保険料見通し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
- * 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減→7割軽減に拡大
- * 軽減対象：市町村民税非課税世帯（65歳以上の約3割）

重点化・効率化

①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- ・ 2割負担とする所得水準は、65歳以上高齢者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上（単身で年金収入のみの場合、280万円以上）。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

- ・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
- ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案
- * 不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

新しい地域支援事業の全体像

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

地域支援事業

【財源構成】

国 25%

都道府県 12.5%

市町村 12.5%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付
(要支援1～2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

○ 二次予防事業

○ 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

○ 地域包括支援センターの運営

・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

○ 介護給付費適正化事業

○ 家族介護支援事業

○ その他の事業

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1～2、それ以外の者)

○ 介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス

・通所型サービス

・生活支援サービス(配食等)

・介護予防支援事業(ケアマネジメント)

○ 一般介護予防事業

包括的支援事業

○ 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、地域ケア会議の充実)

○ 在宅医療・介護連携推進事業

○ 認知症総合支援事業

(認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等)

○ 生活支援体制整備事業

(コーディネーターの配置、協議体の設置 等)

任意事業

○ 介護給付費適正化事業

○ 家族介護支援事業

○ その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

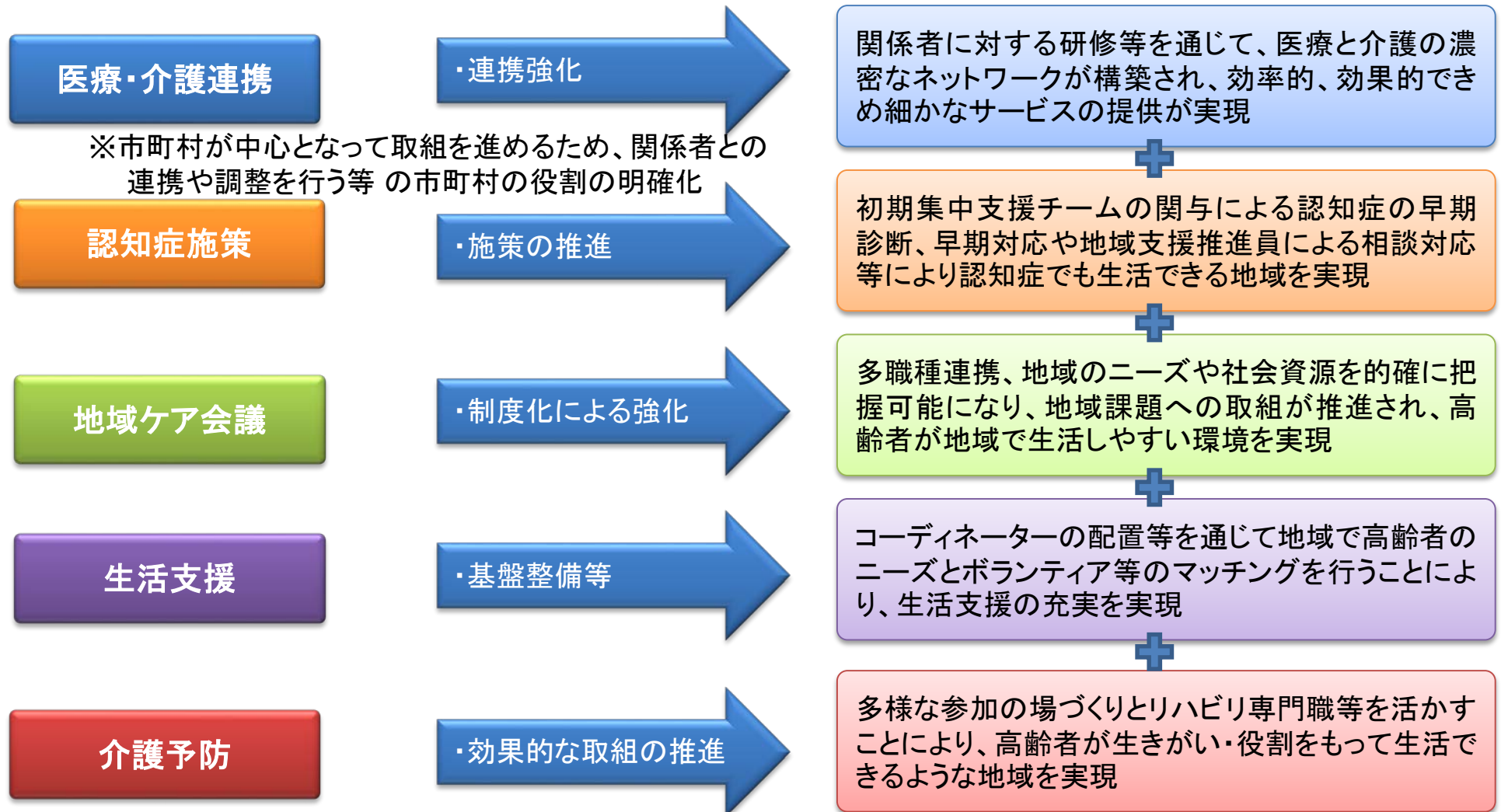
多様化

充実

地域支援事業

医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援、介護予防の充実・強化

- 地域包括ケア実現のため、地域支援事業の枠組みを活用し、以下の取組を充実・強化。
- あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し。
- これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで、地域で高齢者を支える社会が実現。



総合事業に関する総則的な事項

1 事業の目的・考え方

(1) 総合事業の趣旨

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、**住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実**することで、**地域の支え合い体制づくり**を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

(2) 背景・基本的考え方

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と**地域における支え合い体制づくり**

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や**居場所と出番づくり**などの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、**地域づくり**の方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、**認知症にやさしいまちづくり**に積極的に取り組む。

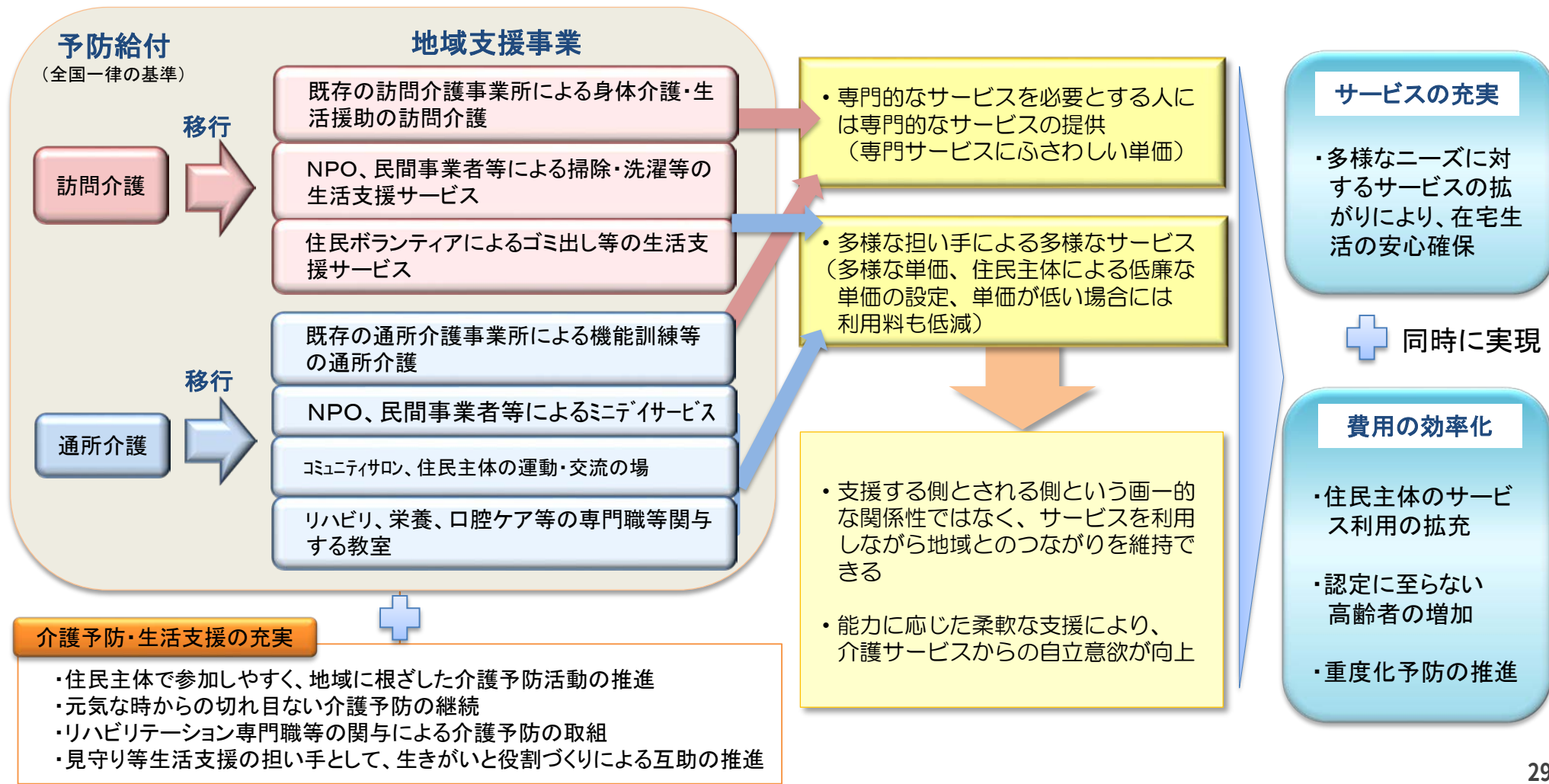
ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、**豊かな地域づくり**につながっていくため、**要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくり**に心がけることが重要。

総合事業と生活支援サービスの充実

○予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料）。

○既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



1. 基本コンセプト：「地域づくり」としての総合事業

■ 2025年に向けた地域包括ケアシステム構築の必要性と総合事業

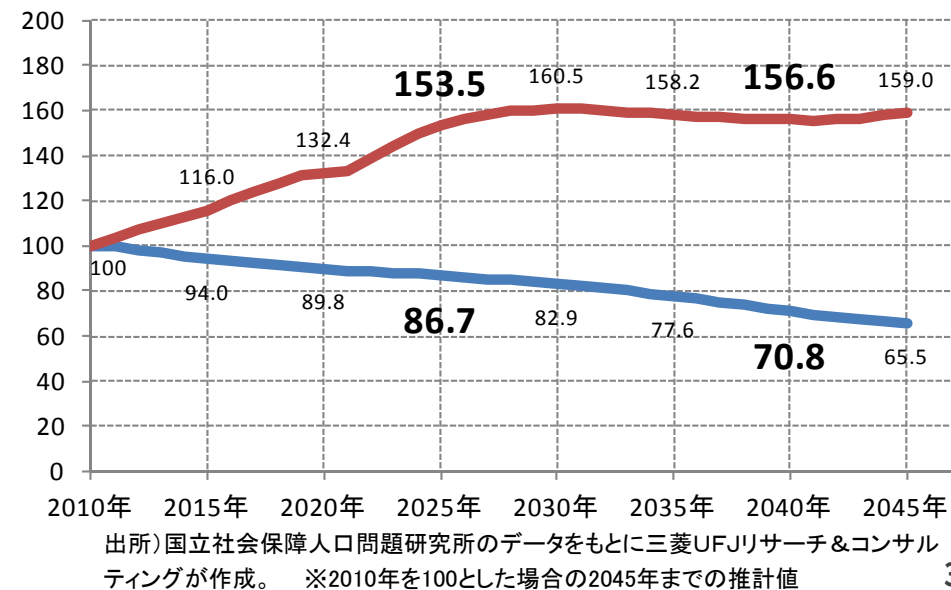
◎ 2025年に向けて医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供の仕組みづくりが必要

- 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みとしての地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療や介護サービスの強化が必要なのは当然だが、調理、買い物、掃除などの生活支援の確保や、介護予防をいかにして効果的なものにしていくかも大きな課題。
- 各自治体では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成27年度から主に4つの事業が展開される。「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」、「生活支援体制整備事業（以下、整備事業）」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「認知症総合支援事業」である。これら中でも特に、生活支援や介護予防に大きく関係するのは、要支援に相当する比較的低度の高齢者を対象とした総合事業と、地域全体の生活支援体制の強化を目指す整備事業である。

◎ 総合事業の背景：ニーズの増大と担い手の減少

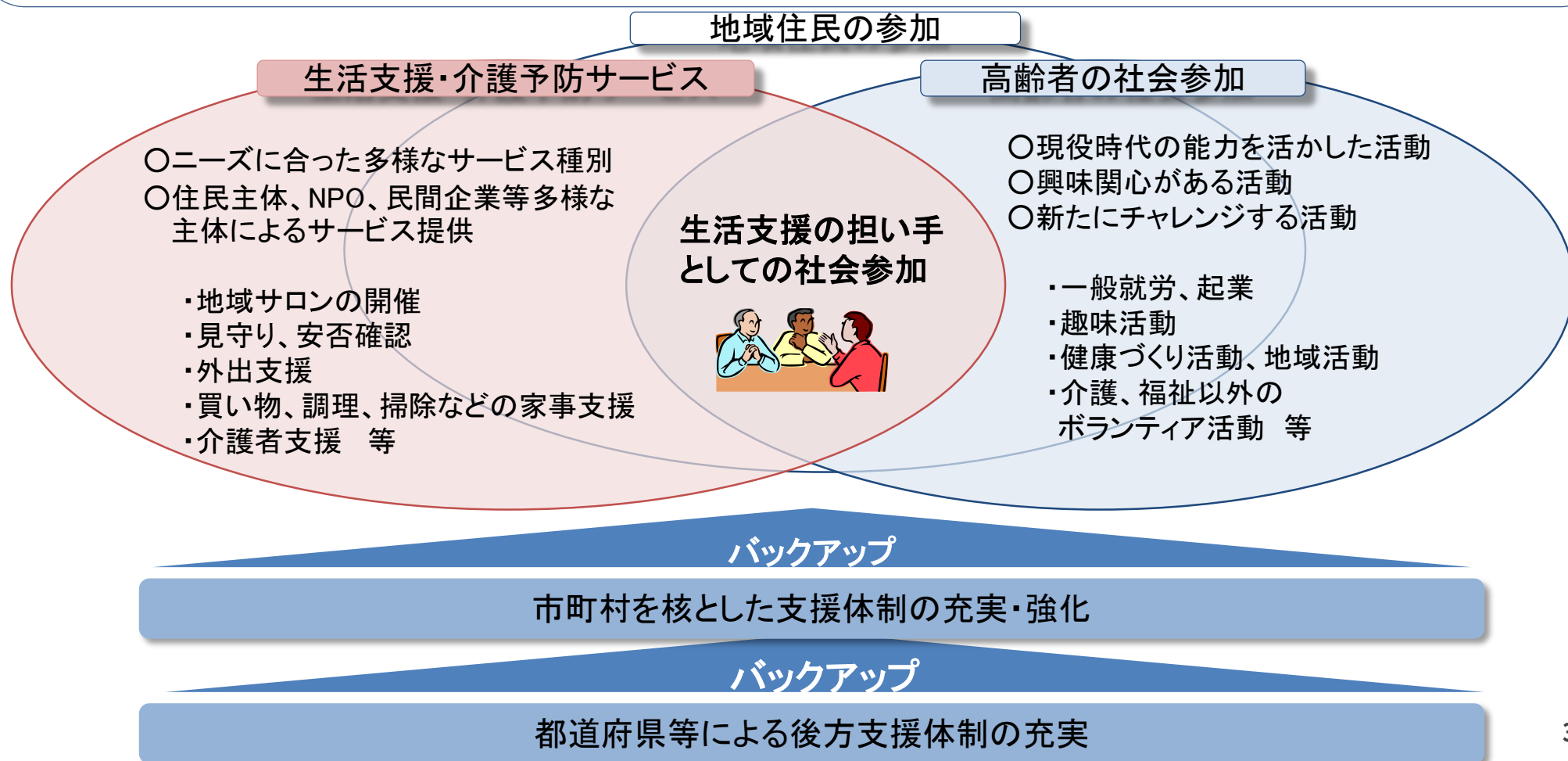
- 要介護リスクが高くなっていく後期高齢者（75歳以上）人口は、今後2025年に向けて増加し続ける一方で、生産年齢（15-64歳）人口は継続的に減少し、そのギャップは拡大しつづける。
- 単身世帯・高齢者のみ世帯の増加により生活支援ニーズは、人口の増加以上に、急速に高まってくることが予想される。
- 他方、在宅介護のニーズが増加する中で、それを支える専門職数の増加は、要介護度者の増加に対応できるほどは期待できない。
- 増加するニーズへの対応と生産年齢人口の減少という、二つの困難な条件のもとに進められなければならないことを意味している。

＜生産年齢人口の減少と後期高齢者＞
■ 15～64歳 ■ 75歳以上



生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



総合事業・整備事業への移行 ②「資源の開発」と「支援・サービスの提供」に分けて考える

■「生活支援体制整備事業（地域資源の開発）」と「総合事業（支援の提供）」は、分けて考える

「総合事業に資するサービスを開発するのが生活支援体制整備事業」ではなく、「（既存サービスに加え）生活支援体制整備事業で開発された支援・サービスの中で、総合事業に適合する支援を組み込む」と考えるべき。

【地域資源の開発】

◎既存の地域資源の整理・確認

他部署等の住民主体の取組（健康づくり・生涯学習等）、市町村以外の活動（民間企業やNPO・ボランティア団体等）も含めた幅広い既存事業を把握・整理することが重要。例えば、地域包括支援センターが作成した資源マップなど既存で整理されたものを活用する視点も求められる。

◎地域に不足している資源の特定と開発

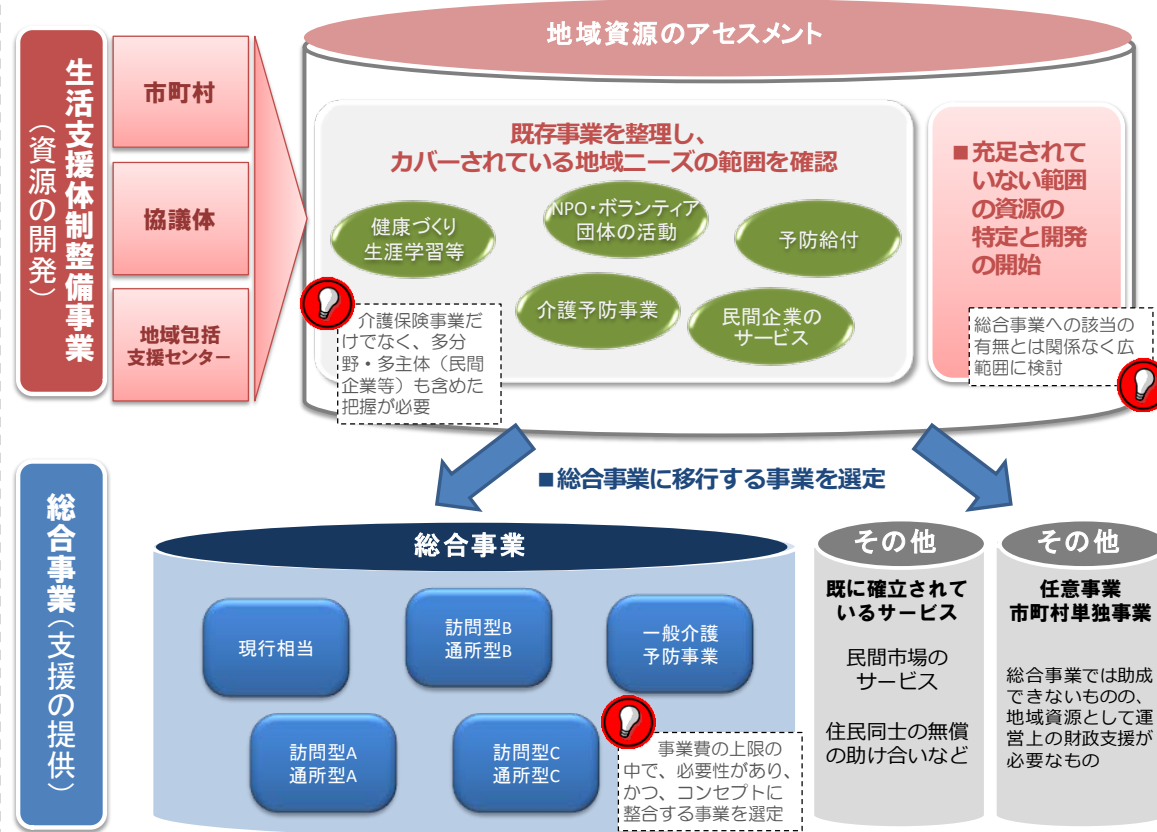
既存の地域資源では対応できていない生活支援ニーズを特定し、協議体を活用し、時間をかけて資源開発していくことが重要。

【支援の提供】

◎総合事業に移行する事業を選定

①事業費を充てる必要性、②総合事業のコンセプトとの整合性、の観点から優先順位を付けて選定。

<「地域資源の開発」と「支援の提供」>



※地域資源のすべてを総合事業に取り込む必要はない

※総合事業に組み込む支援・サービスの選定は、【資源の開発】と同時並行で進める。【資源の開発】は多大な時間がかかるため、創設された支援・サービスから総合事業に組み込むかどうかの検討を行って行くのが妥当

【参考】生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

(B) ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など

(C) ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

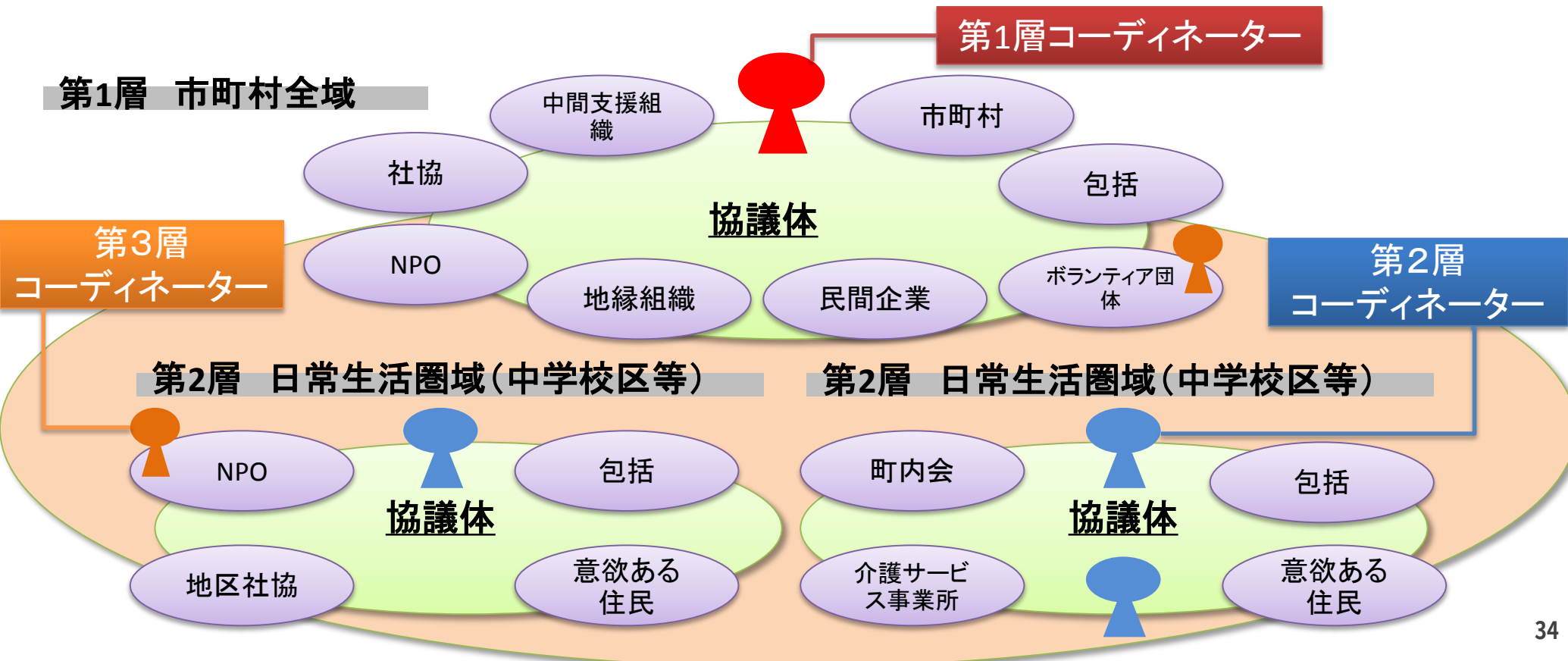
等

※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。



生活支援コーディネーター・協議体及び市町村が取り組む地域づくりのポイント①

※ 研究事業において、実施状況に関するヒアリングやアンケート調査等を通じて、各取組に関するポイントを整理したもの。

STEP1：地域で協働する基盤づくり

1-1 生活支援体制の設計

Point ✓ 行政、生活支援コーディネーター等、地域づくりの推進役となるメンバーで、地域における生活支援コーディネーターや協議体のあり方、地域づくりの道筋に関して叩き台をもとに議論を重ね、地域の関係主体と意識の統一を行っておく。

1-2 住民への働きかけ

Point ✓ 住民に対し、座談会の開催、タウン誌による広報など、様々な方法により地域づくりの狙いを理解してもらう。
✓ 行政は、生活支援コーディネーター等、地域の主体が、住民へ働きかけを行いやすいように支援を行う。

1-3 協議体の立ち上げ

Point ✓ 地域づくりのために、強く協議体に関わって欲しい人物には、個別に働きかけを行う。
✓ 協議体の立ち上げ時は、異なる考え方をを持ったメンバーとの関係構築や地域づくりの狙いの共有を図る。

1-4 協議体の運営

Point ✓ 協働の場は、異なる考え方が集まる場であり、地域の活動は、地域の様々に異なった考えから生まれる。
✓ そのため、協働の場は、試行錯誤の繰り返しだが、経験の共有や取組の振り返りを通じて、協働の実感に結びつく。

STEP2：地域資源の把握、地域課題の抽出

2-1 地域資源の把握

Point ✓ 資源の価値は、見る人や場面によって異なることから、多様な関係者の多様な視点で見つめ直す。
✓ 「高齢者が参加する活動」、「高齢者が利用するサービス」、「実施主体」、「場・拠点」等の観点に分類し、地域の資源を整理して把握する。

2-2 地域課題の抽出

Point ✓ 地域の課題は、一人ひとりの生活の課題の積み重ねである。そのため、個別支援に関わっているケアマネジャー等専門職や、住民、行政等が把握する情報の集約から始める。
✓ 行政は、地域ケア会議等の取組強化を推進し、地域の課題等の抽出機能を強化する。

STEP2 : 地域資源の把握、地域課題の抽出

2-3 課題の構造化

- Point** ✓ 個別事例の検討を通じた地域の共通課題の抽出や、KJ法等を用いた課題の整理を行った上で、各課題について緊急度、発生地域等で構造化を行う。
- ✓ 課題を構造化することで、協議体や地域の関係者が、地域の課題を「自分ごと」として捉えやすくなり、対応策の検討（次項）が進みやすくなる。

2-4 資源の充実に向けた方針の検討

- Point** ✓ 対応出来ていない課題や、未活用の資源があることを協議体のメンバー間で共通認識を持ち、資源を作り出すアイデアは、一人の発想に頼るのではなく、多様な人の発想の組み合わせで膨らませる。
- ✓ 地域だけでは対応が難しい、行政の対応が必要なものについては、市町村全域をカバーする生活支援コーディネーターや協議体、行政庁内担当部局へ引き継ぐ。

STEP3 : 地域資源の充実

3-1 多様な参加のきっかけづくり

- Point** ✓ 地域の活動に興味があっても、参加まで踏み出せないでいる高齢者に対しては、学習会やちょっとした手伝い等の参加のきっかけを用意する。
- ✓ 活動の仲間づくりの観点から支援を行うことで、活動の継続や活発化へのモチベーションが高まる。

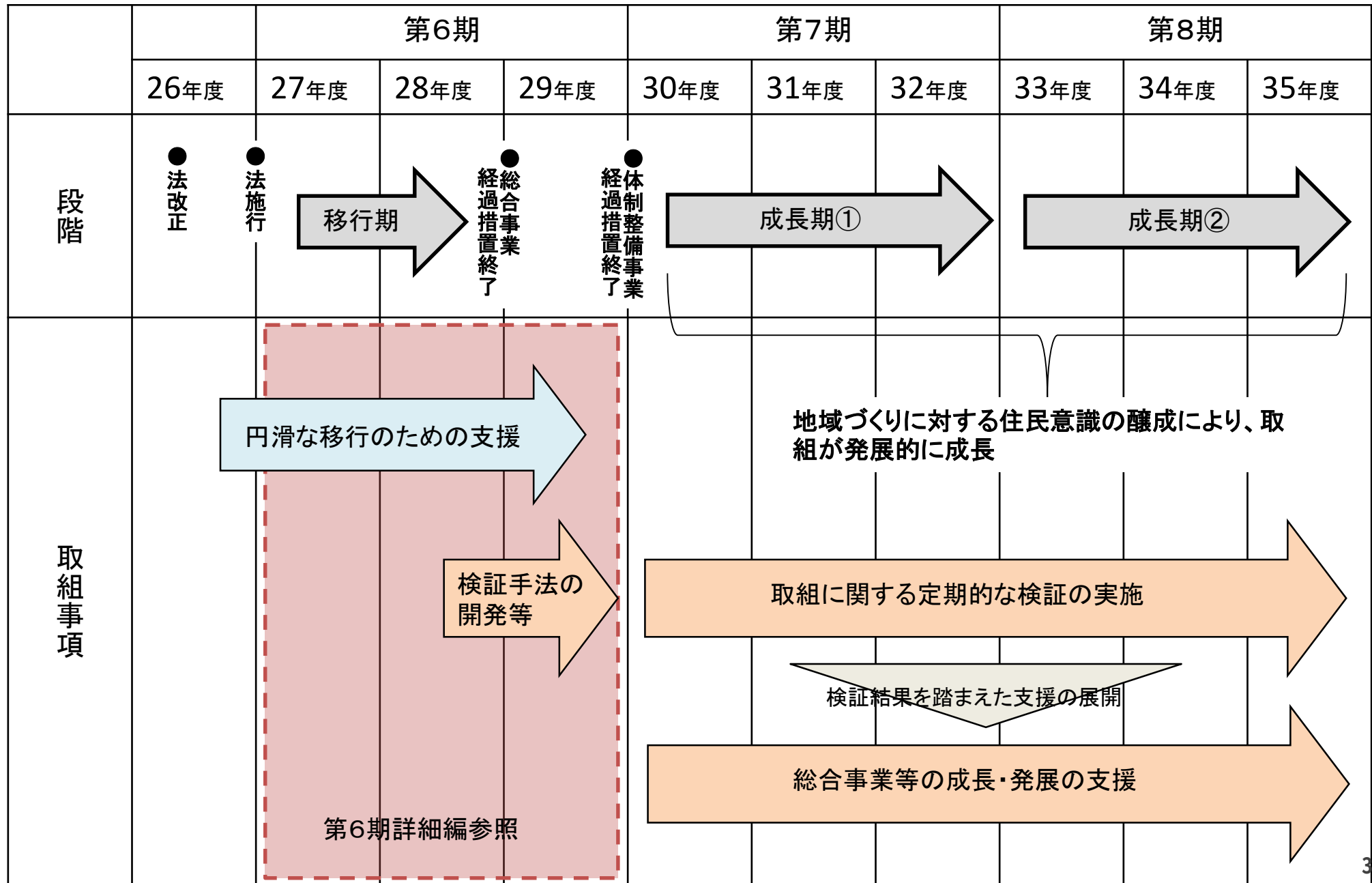
3-2 今ある活動やサービスの強化

- Point** ✓ 今ある活動等を地域で知ってもらうために、生活支援コーディネーターや協議体、行政がPRを行う。
- ✓ 意見交換会など、活動の担い手同士が学び合う機会を設けることや、団体・企業同士のマッチングによる協働の推進が地域の基盤強化に繋がる。

3-3 新たな活動やサービスの開発

- Point** ✓ 地域活動に関心のある人物と地域のニーズのコーディネートを行うとともに、その人の新たな活動が継続するよう支援することで新たな活動が生まれる。
- ✓ 行政が考えたものの押しつけではなく、地域の関係者が「出来ること」、「やってみたいこと」から始める。

総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)等のロードマップ【第6～8期】(イメージ)

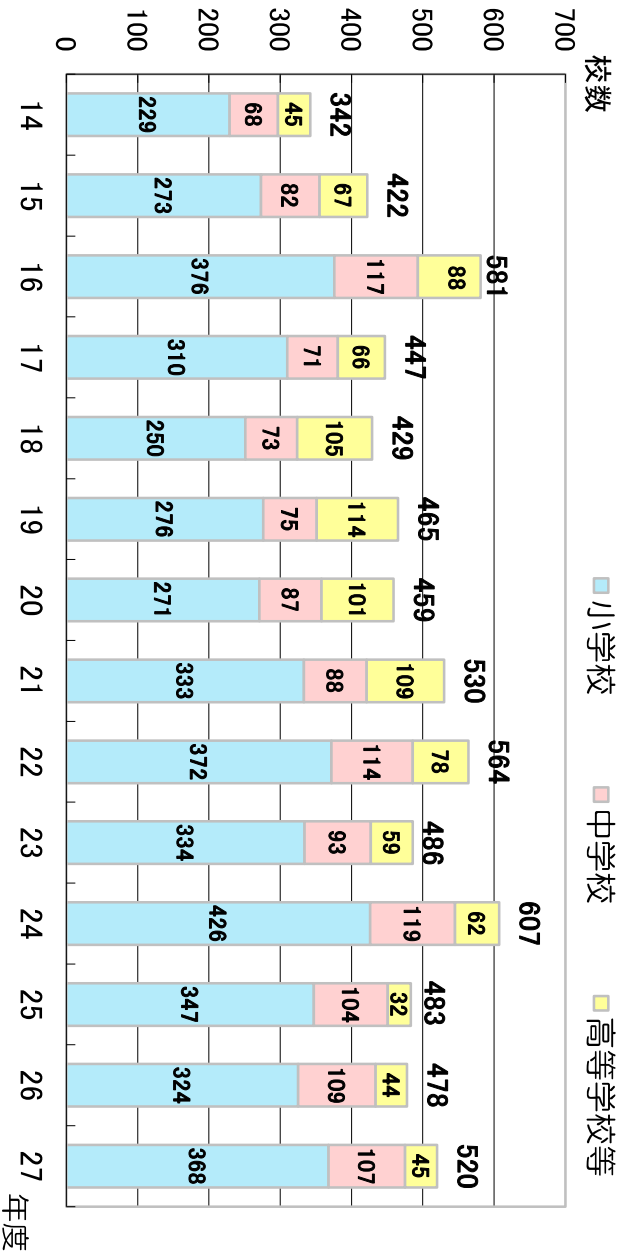


廃校施設等の有効活用について

文部科学省 大臣官房
文教施設企画部 施設助成課

廃校数・活用状況 廃校活用に関する手続について

公立学校の年度別廃校数 (平成28年5月1日現在)



公立学校の廃校活用状況 (平成28年5月1日現在)

廃校数 6, 8 1 1 校 (平成14年度～平成27年度)
小学校：4, 4 8 9 校 中学校：1, 3 0 7 校 高等学校：9 1 5 校 特別支援学校：1 0 0 校

施設が現存している廃校の数		5, 9 4 3 校	
活用されているもの	活用されているもの	4, 1 9 8 校	7 0. 6 %
	活用されていないもの	1, 7 4 5 校	2 9. 4 %
	活用の用途が決まっている	3 1 4 校	5. 3 %
	活用の用途が決まっていない	1, 2 6 0 校	2 1. 2 %
取壊しを予定		1 7 1 校	2. 9 %

財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化

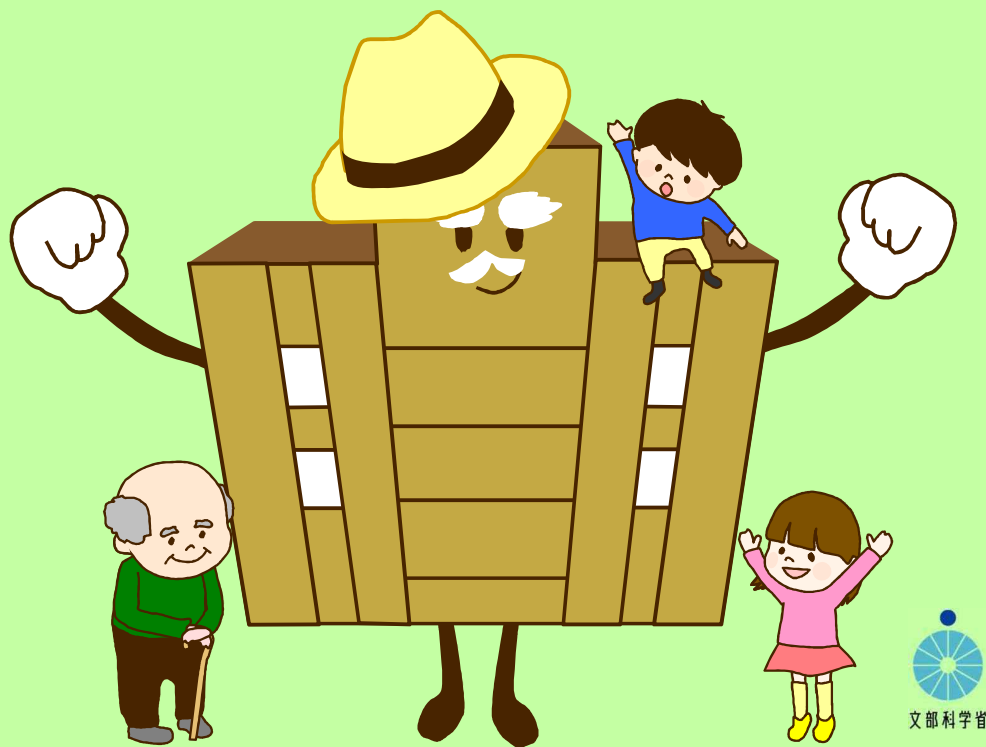
国庫補助を受けて建設された学校施設を、学校以外に転用したり売却する場合は、原則として、補助金相当額の国庫納付等により文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続が必要となります。

文部科学省では、廃校を積極的に活用していただくため、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分の場合は、相手先を問わず国庫納付金を不要とするなど、ほとんどのケースにおいて国庫納付金が不要となるよう、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図り、地方公共団体の取組を支援しています。

財産処分手続の詳細については、施設助成課のホームページで紹介していますのでご覧ください。

未来に つなごう みんなの廃校 プロジェクト

～廃校施設の有効活用～



廃校には無限の可能性が秘められています

少子化による児童生徒数の減少により、毎年500校前後の廃校が発生する中、その約7割が様々な用途に活用されています。

例えば、体験交流施設や社会福祉施設など、地域の人々の工夫で、学校が新たな施設としてよみがえっています。



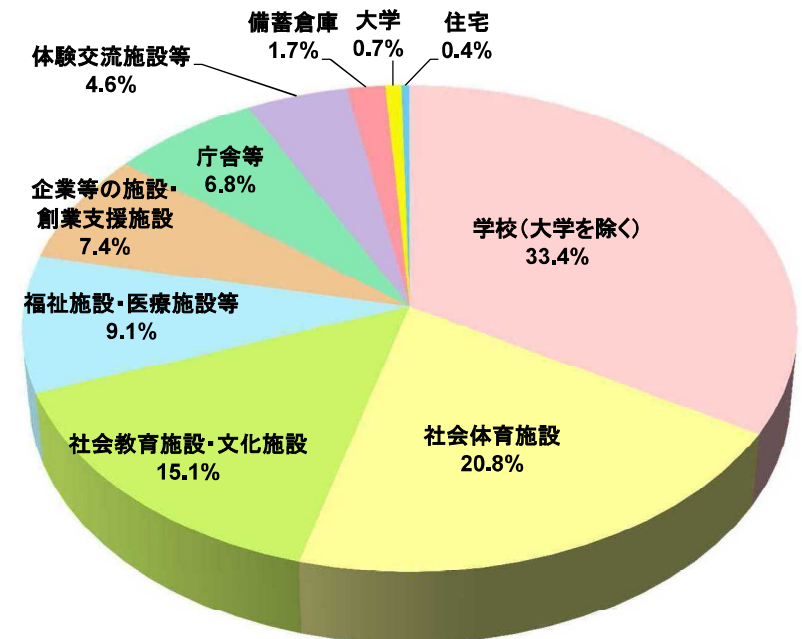
中学校を体験交流施設に転用



小学校を保育園に転用

廃校の活用用途

(平成26年5月1日現在)



廃校の活用事例を紹介するよ！



熊本県 阿蘇市 旧小池野小学校 なみの高原やすらぎ交流館

地域住民による、特産野菜を活用した地産地消メニューの開発や、学校と連携した農林業体験型研修、環境教育事業を実施するなど、都市と農村の交流拠点として活用しています。



廃校活用の
メリット

●農林水産省の補助を活用●

新潟県 村上市 旧南中学校 山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」

豊かな自然、生業体験、温泉、地元食材を生かした食など、ふるさとの魅力を満喫できる学び舎の面影残る体験交流宿泊施設です。



廃校活用の
メリット

●国土交通省の補助を活用●

体験交流 施設

文化・創業 支援施設

北海道 新冠町 旧太陽小学校 太陽の森ディマシオ美術館

インターネットオークションにより施設を売却し、フランス幻想絵画の巨匠、ジェラルド・ディマシオの代表作約二百点を展示する美術館に生まれ変わりました。



廃校活用の
メリット

比較的立地条件が良く、建物の構造がしっかりしている。

東京都 世田谷区 旧池尻中学校 世田谷ものづくり学校

新たな産業の育成や創業の支援を行っています。映像・デザイン・建築のワークショップなどのイベントも開催しています。



廃校活用の
メリット

校舎の雰囲気が、ものづくりを行う事業者のイメージに合っている。

京都府 京都市 旧龍池小学校 京都国際マンガミュージアム

マンガ資料を収集・保存し、博物館・図書館機能、研究機能、生涯学習機能、新産業創出・人材育成機能を用いる我が国初のマンガ文化の総合拠点として活用しています。



廃校活用の
メリット

地域の活性化だけでなく、マンガ文化の発信拠点、新観光拠点として国内外から注目を集めている。



高知県 大月町 旧春遠小学校 グループホームのんびり館・老人ホーム高原の郷

明るく清潔感たっぷりな老人ホームとして改修しました。耐震強度を維持するために数本の柱が残りましたが、今ではそれも愛おしく感じます。



廃校活用の
メリット

多額の公費を費やして造られた校舎であり、地域の方々に親しまれてきた校舎でもあるので、地域の灯を消さず、親しみを持ってもらえる。

●厚生労働省の補助を活用●

奈良県 山添村 旧北野小学校 山添村立すみれ保育園

村立の保育園です。校舎の一部を利用し、児童用から園児用への改修・改装を行い移転しました。



廃校活用の
メリット

新築に比べ移転費用が約1/3に抑えられる。

●総務省の補助を活用●

島根県 浜田市 旧宇野小学校 うのピアノクリニック

複数の診療科目があるクリニックです。宇野地区は市の中心地から約10km離れているため、近くで診療を受けられると高齢者を中心に喜ばれています。



廃校活用の
メリット

市として多大な投資をせず、無医地区解消への対応を図ることができる。

福祉施設 診療所

工場 加工施設

福島県 北塩原村 旧大塩小学校 裏磐梯パイロットファーム（株） チョウザメ養殖施設

北塩原村で初めて締結した企業立地協定に基づき、廃校の体育館を活用したチョウザメの養殖施設です。



廃校活用の
メリット

観光地・裏磐梯の観光施設での食肉やキャビアの活用により、雇用創出と地産地消、地域の活性化が期待できる。

兵庫県 養父市 旧西谷小学校 日の出通商（株） 食品カンパニー 但馬醸造所

昔ながらの製法で、酢を作っています。体育館は製造工場に、職員室は事務室に、理科室は研究室に生まれ変わりました。



廃校活用の
メリット

天井が高く使い勝手が良い体育館と、将来的に拡張が見込める広い敷地が活用できる。

秋田県 大館市 旧山田小学校

白神フーズ（株）生ハム工場

山あいの気候風土が、工房として最適であるため、生ハムの製造工場に生まれ変わりました。手作りの生ハムを作る「原木オーナーの会」も定期的に開催しています。



廃校活用の
メリット

廃校の利活用が、地域雇用の創出と交流人口の増加につながっている。

神奈川県 横浜市 旧日向山小学校 県立横浜ひなたやま支援学校

知的障害のある高等部の生徒たちが学んでいます。地域活動の拠点機能も備え、生徒と住民との交流も盛んです。



現在課題となっている特別支援学校の不足解消につながる。

福島県 会津若松市 旧河東第一小学校 仁愛看護福祉専門学校

会津地方では唯一の介護福祉士養成施設です。授業は午後からで、働きながら学ぶことができます。



地域の活性化、雇用創出及び介護福祉科新設経費の削減につながる。

教育施設

長野県 信濃町 旧柏原小学校 柏原体育館

体育館を社会体育施設、地域振興施設として利用しています。主に地域のスポーツ団体活動、夏季のスポーツ合宿、町を挙げてのお祭り等で利用されています。



長野県観光PRキャラクター アルクマ

天候に左右されない地域交流の場として活用している。

多度津町高見島研修センター

豊かな自然環境の中で、社会教育団体や学校の活動拠点として利用されています。野外活動体験施設として炊事場も併設しており、子供たちの宿泊キャンプなども行われています。



既存施設を改修することなく社会教育施設として活用している。

山口県 山口市 旧引谷小学校 山口県立大学サテライトキャンパス（徳地地域づくり研究センター）

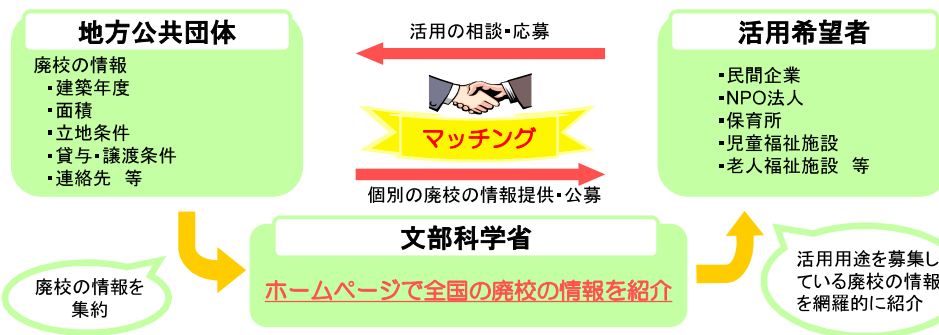
旧徳地町と山口県立大学が協定を結び、廃校となった小学校を、教育、研究及び地域活動の拠点としています。



県立大のサテライトキャンパスとして活用することで、地域住民と若者との交流の場となっている。

貴重な財産である廃校を有効活用してほしい… そんな思いからプロジェクトを実施しています！

「みんなの廃校プロジェクト」～廃校の情報と活用ニーズのマッチング～



ホームページで掲載している情報

○活用用途を募集している廃校の一覧

番号	都道府県名	市区町村名	旧学校名	所在地立地条件	用途地域	土地面積	構造・竣工年・施設区分	建築面積・延床面積・階数	募集内容	貸与・譲渡条件等	備考	担当窓口HP
○	○県	○×市	○×小学校	○×駅から徒歩10分	指定なし	5,000㎡	鉄筋コンクリートS45校舎	400 200 2	貸与先公募	地域活性化につながる	屋内運動場も使用可	http://○○

○廃校の活用事例リンク集

福祉施設、文化施設、オフィス・工場など、廃校の有効活用事例のリンク集

○廃校の活用にあたり利用可能な補助制度

廃校を活用する場合に利用可能な各省庁の補助制度の一覧

利用者の声

～茨城県利根町～

町単独では、廃校活用情報の発信力に限界がありました。それをカバーしてくれたのが、このプロジェクトです。文部科学省のホームページを見た学校法人からの問い合わせがきっかけで、4年制大学の誘致が決まりました。廃校の有効活用を図るため、このプロジェクトの果たす役割は、今後ますます重要になると思います。



～日本ウェルネススポーツ大学～

このプロジェクトにより、廃校を活用した本学の開学に至りました。文部科学省からの情報発信ということもあり、開学に向けた自治体へのアプローチ、その後のタイアップにおいても自然な連携が図れました。また、自治体からも全面的な支援を受けられたことにより、円滑にスタートすることができました。

廃校活用に当たっての国庫補助制度があります

廃校の活用に当たり利用可能な補助制度

転用施設の改修に対する補助等 平成28年4月現在

対象となる転用施設等	事業名	所管官庁	
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ(toto)助成 (地域スポーツ施設整備助成)	文部科学省	(独)日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部支援第二課 地域スポーツ支援係 TEL:03-5410-9129
埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵 等を行うための設備整備事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (国宝重要文化財等保存整備費補助金)	文化庁	文化財部記念物課管理係 TEL:03-5253-4111 (内線2876)
児童福祉施設等 (保育所を除く)	次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局総務課 (児童福祉) TEL:03-5253-1111 (内線7824)
保育所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)		雇用均等・児童家庭局保育課 TEL:03-5253-1111 (内線7927)
	保育所等整備交付金		
	保育対策総合支援事業費補助金 (賃貸物件による保育所改修費等支援事業)		
小規模保育事業所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)		雇用均等・児童家庭局育成環境課 TEL:03-5253-1111 (内線7909)
	保育所等整備交付金		
	保育対策総合支援事業費補助金		
放課後児童クラブ	放課後子ども環境整備事業		老健局高齢者支援課 TEL:03-5253-1111 (内線3927)
老人福祉施設等	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 TEL:03-5253-1111 (内線3035)
障害者施設等	社会福祉施設等施設整備補助金	文部科学省	初等中等教育局幼児教育課 TEL:03-5253-4111 (内線3138)
私立認定こども園	認定こども園施設整備交付金	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局育成環境課 TEL:03-5253-1111 (内線7909)
	保育所等整備交付金	文部科学省	上記と同様
	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	厚生労働省	

対象となる転用施設等	事業名	所管官庁	
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎地域の廃校舎等の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域等自立活性化推進交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	総務省	自治行政局過疎対策室 TEL:03-5253-5111 (内線5536)
旧合併特例法第5条に規定する市町村建設計画に基づき実施する事業	市町村合併推進体制整備費補助金		自治行政局市町村課 TEL:03-5253-5111 (内線5516)
農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組や地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組及び農山漁村における定住を図るための取組に必要な拠点施設。	農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)	農林水産省	農村振興局農村整備部 地域整備課 TEL:03-3502-8111 (内線3098)
福祉農園及び附帯施設(休憩所等)	都市農業機能発揮対策事業		農村振興局農村政策部 都市農村交流課 TEL:03-3502-8111 (内線5448)
交流施設等の公共施設	次世代林業基盤づくり交付金 (木造公共建築物の整備)	林野庁	林政部木材利用課 TEL:03-3502-8111 (内線6127)
都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	国土交通省	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8111 (内線32763)
空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善に必要な宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等	社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業)		住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL:03-5253-8111 (内線39394)
既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業に必要な施設整備	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業		国土政策局地方振興課 TEL:03-5253-8111 (内線29543)

「みんなの廃校」プロジェクト～企業活用編～

少子化に伴い年間約500校の廃校が生じており、廃校施設は地方公共団体にとって貴重な財産であることから地域の実情やニーズにより有効活用することが求められています。

近年は、企業が廃校施設を工場やオフィスなどに活用する取組が増えており、廃校活用について地域からの要望がない自治体については、企業を誘致することで雇用の促進、人口流入など地域の活性化につながっている事例も見られることから、廃校施設を企業が活用している事例を集めパンフレットを作成し、更なる活用の促進を図っています。

1. パンフレットのポイント

パンフレットでは廃校施設の活用に至るまでの経緯や活用するメリットを記載し、企業が行う廃校施設の活用についてイメージしやすい構成としています。

○主な活用に至るまでの経緯

- ・公募に参加
- ・自治体に対して企業側から事業提案を実施 等

○主なメリット

- ・既存建物を利用するため、設備投資の軽減や事業の早期着手が可能
- ・体育館など大きいスペースを利用して高い生産量の確保が可能
- ・教室ごとに間仕切られた空間が使いやすい
- ・廃校を活用しているという話題性・メディアからの注目などPR効果

等



2. パンフレットに掲載している活用事例(抜粋)

地域コミュニティ施設として活用(千葉県南房総市)

市が活用希望者の公募を実施し活用に至った事例。廃校施設を貸しオフィスや簡易宿泊所等として活用、また校庭には小屋付きの市民農園を整備し、新たな交流の場として地域活性化に取り組んでいる。



トロリーの製造工場として活用(山梨県身延町)

卒業生が母校の廃校を聞きつけ、町に対して事業提案し活用に至った事例。廃校施設をトロリーの開発・製造工場として活用している。体育館の広いスペースが飛行訓練等に適している。



研修施設等として活用(福島県須賀川市)

地元企業が市に事業提案し活用に至った事例。廃校施設を社員研修施設、国内外の管理職社員を集めての会議場や水耕栽培実験工場として活用している。また、地域住民との交流を目的とした催事拠点としても活用されている。



IT関連企業の事務所として活用(長崎県南島原市)

市から事業者を活用方法を提案することで活用に至った事例。廃校施設を事務所として活用し、ウェブデザインやグラフィックデザインを含めたウェブページの制作や島原半島地域を中心とした地場企業の求人情報を発信するサイトを運営している。



パンフレットは文部科学省ホームページに掲載中

みんなの廃校

検索



Click!

今後のS S 過疎地対策について

資源エネルギー庁石油流通課

平成29年6月

SS過疎地対策の先進事例と4段階のプロセス

- SS数が減少し、既に安定的な燃料供給の継続に関する問題意識が高い自治体や地域住民が地域のSSを守るために、主体的に取り組む事例が増加。自治体による強いリーダーシップや住民、関係者などによる課題解決に向けた検討、事業者間での話し合いなどにより、地域の実情に応じた取組がなされている。
- 実際に地域の総合生活拠点としてのSSを整備していくには、①課題の認知、②検討、③実践、④評価・改善の4段階のプロセスが必要。
- この1年間で、実際にいくつかの好事例が見られたため紹介する。

先進事例に見られる
3つのアプローチ

「地域のニーズにきめ細かく対応する総合生活サービス拠点化」

例：大分県杵築市では買い物弱者支援・高齢者安否確認と一体となった灯油配送モデルを構築



「地域参加型でSSを運営する体制構築」

例：高知県四万十市では100名超の住民が共同出資会社を設立しSSを継続



「ビジネスモデルの大胆な見直し」

例：長野県天竜村ではSSの設備更新時にSSを地域の中心地に移設



4段階のプロセス

課題の認知

検討

実践

評価・改善

【事例 1】 和歌山県すさみ町 ～自治体による S S 再開～

【再開した S S】



①経緯

- 7年前に S S が廃業し、最も近い S S まで 13 キロ離れてしまったため、地元住民にとって不便な状態が続いていた。
- すさみ町は、将来想定される震災対応の拠点を整備するため、平成 27 年に「道の駅すさみ」に隣接する閉鎖中の S S を買い取り、町営の S S として再建した。

【隣接する道の駅すさみ】



②取組内容

- すさみ町は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進計画において、S S 存続に向けた供給体制構築の検討について位置づけた。
- 資源エネルギー庁の補助金（約2,000万円）も活用し、町が地下タンクを入れ換えるなど S S の整備を実施した。
- 地場の S S 事業者である堀谷石油が、指定管理者となり、平成 29 年 2 月 16 日に運営を開始した。

【事例2】 奈良県川上村 ～村が出資する一般社団法人によるSSの継承～

【引き継いだSS】



【日用品の宅配事業の様子】



①経緯

- 村内唯一のSSだった井上石油は社長夫婦で経営してきたものの、経営難に加えて後継者がいないことから、平成28年7月に年内の廃業を決めた。
- 危機感を抱いた川上村が、奈良県石油商業組合や全石連の協力を得て協議会を立ち上げ、SSの存続のための方策を検討した結果、川上村が出資する一般社団法人「かわかみらいふ」が運営を引き継ぐこととなった。

②取組内容

- かわかみらいふは、村民9名を雇用し、地元企業の吉野ストアと連携した移動スーパー事業、ならコープと連携した日用品・生活雑貨等の宅配事業等の買物弱者支援を手がけている（内閣府の地方創生加速化交付金を活用した事業）。
- SS施設は井上石油が村に無償で譲渡し、井上社長夫妻はSS運営・経営を引き続きサポートしている。
- 平成29年4月3日に公営のSSとして営業を開始した。

【事例3】 秋田県仙北市 ～実証事業を活用した厳寒地におけるSS経営の多角化～

①経緯

- 中央商会は、地域唯一のSSとして、豪雪山間部の生活維持に不可欠な存在であるものの、厳しい経営が続き、消防法規制対応の負担等のため、存続の危機に直面していた。
- 地域内住民の高齢化が進み小口の灯油配達の仕事が多く、配送にムラがあり負担も大きかった。

②取組内容

- 中央商会、全石連、資源エネルギー庁は仙北市と対応を協議し、仙北市が対策のためのコンソーシアムを立ち上げた。
- 中央商会は、資源エネルギー庁の予算を活用し、SSの地下タンクの漏洩防止等を実施し、地域エネルギー拠点としての強化を図った。
- また、地域住民21世帯に灯油のホームタンク（200ℓ）を配置し、各家庭の備蓄量を増やすことによって、大雪による孤立事態への備えを強化するとともに、一回当たりの配送量を増やし、配送効率の向上を実現した。
- さらに、住民の協力も得ながら、配送する曜日を集約させるなどの実証を実施した。

③成果・今後の予定

- 灯油配送の効率化により余力が生じたマンパワーを活用し、除雪事業等による油外収益の獲得を図る。

【中央商会のSS】



【ホームタンクへの給油の様子】



平成28年度SS過疎地対策に係る説明会の実施

- 平成28年度は、地域におけるSS過疎地対策を促すため、各経済産業局単位において、自治体や石油組合を対象とした説明会を実施し、SS過疎地に係る現状や支援策を説明するほか、管内の現状把握や組合等と今後の見通し等についての意見交換を要請。
- 多くの自治体は、SS過疎地問題を当該地域の問題と認識しているが、行政としての対策を考えるまでには至っていないのが実態。

	行政区域	開催日	出席者
北海道経済産業局	北海道	7/26(火)	15名(6自治体・3組合)
東北経済産業局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	7/13(水)	16名(6自治体・8組合)
関東経済産業局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	7/22(金)	38名(19自治体・9組合)
中部経済産業局	愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県	6/30(木)	21名(10自治体・8組合)
近畿経済産業局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	7/8(金)	17名(7自治体・8組合)
中国経済産業局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	7/20(水)	18名(7自治体・7組合)
四国経済産業局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	7/19(火)	8名(4自治体・4組合)
九州経済産業局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	7/5(火)	21名(6自治体・8組合)
沖縄総合事務局	沖縄県	7/25(月)	13名(8自治体・2組合)

課題認識・検討プロセスの強化のために

- 4つのプロセスのうち、①課題の認識、②検討のプロセスが進んでいかない現状の改善が求められている。
- いざSSが閉鎖する段階になって、はじめて課題認識する事態を招いた場合、取り得る対策の選択肢が狭まり事態打開がより一層困難となる。先行事例を見ても、数年にわたる丁寧な地元での調整があってこそ可能となるアプローチが多いことから、地元の課題を早期に見据えて共有し、計画を作り、実行に移していくことが求められる。

4段階のプロセス

課題の認知

検討

実践

評価・改善

課題認識・検討プロセスの強化

関係者で協議
(協議会設置
も有効)

**市町村毎の
自主目標設定**

- ・ 目標期日
- ・ 目標SS数等

**自主行動計画
の策定**

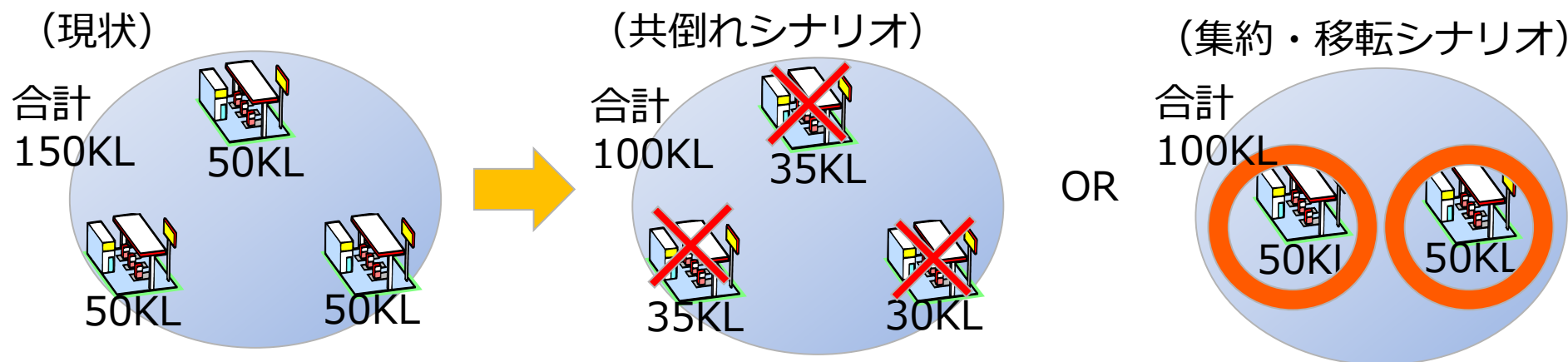
SS過疎地協議会 によるサポート

SS過疎地対策協議会としての支援内容

- ・ SSの販売量・経営継続見込み等の情報提供
- ・ SS立地情報把握システムによる域内のSS立地の情報提供
- ・ SS過疎地実態調査の結果報告の共有
- ・ 都道府県石油組合、関連石油元売会社等との橋渡し

市町村毎の目標策定の考え方

- 平成28年度SS過疎地実態調査によると、販売量（ガソリン・灯油・軽油の合計）が月間50KLよりも少なくなると、1L当たりの物流コスト、人件費が高コストとなり、競争力を失い、経営状況が厳しくなることが判明。
- 過疎地においては、特に燃料需要の中長期的な減少が見込まれるものの、都会に比べて代替的なビジネスモデルの確立も難しく、SSの新陳代謝が進みにくいことから、何も対策を講じないと過剰なSSが共倒れに陥る可能性がある。
- 例えば、現状50KLのSSが3箇所ある自治体の燃料需要が、今後10年で1/3減少する場合（現状150KL→10年後100KL）、SS数を2箇所に集約しないと、サステナブルなSS経営は困難。これを放置すると、急にSS数が3箇所から一気に0箇所になることも懸念される（共倒れシナリオ）。
- 地域住民の利便性の観点から、SS個店の経営効率化に加え、地元の住民による協力（ローリーの配達時間の限定等）、自治体による公的支援を前提として、SSを3箇所維持する目標を地元が選択することもあり得る。



- 従って、まずは地域の燃料アクセスの維持・利便性維持の観点から、市町村毎に、①目標期日、②目標SS数、③残すべきSSの移転の必要の有無等を含む自主目標を設定すべきである。

市町村毎の自主行動計画の考え方

- 対策の考え方として、まずは供給側の自助努力が前提である。具体的には、①高齢者の見守りサービスや灯油の巡回販売等地域のニーズに応えられる地域総合サービス拠点化や物流合理化等のSS個社の効率化努力、②複数のSSで集約する等の取組もある。
- 供給サイドの取組や、地元や需要家による協力があっても、住民の利便性維持の観点から必要なSS数が維持できない場合には、自治体等による公的な支援の導入が求められる。

供給側

①SS個社の効率化

- ・油外ビジネス拡大
- ・物流合理化
- ・人材確保等

②複数SS・地域での取組

- ・集約・移転等
- ・事業承継
- ・経営体の見直し

需要家側

③地元・需要家による協力

- ・地元SSとの官公需契約の促進
- ・地元での給油活動の推進
- ・ローリーの配達時間の限定 等

公的支援

④公的な支援（公益性の認められる範囲）

- ・自治体によるSS所有・設備投資支援
- ・国による設備投資支援・人材マッチング支援等
- ・福祉灯油のような消費者への価格補填型アプローチ等

平成29年度の取組の進め方

- 地域の燃料アクセスを維持するためには、過疎地の自治体が率先して、地域の将来を見据え、地域で確保するS Sの将来目標を設定し、地域の実態を踏まえた対策を、自治体のリーダーシップの元で早期に実施する必要がある。
- 平成28年度S S過疎地実態調査の結果を過疎市町村毎に「市町村カルテ」として集計し、平成29年度は各S S過疎自治体に対し、市町村カルテを共有しつつ、各自治体において①関係者による対話・協議の開始、②自主目標設定、③S S維持アクションプランの策定を行っていただきたい。
- 各自治体が今後の目標設定・アクションプランを策定するに当たって、S S過疎地協議会（事務局：資源エネルギー庁石油流通課）でもサポートしていくとともに、アクションプラン策定に当たってのビジネスモデルの検討支援を今後は強化していきたい。
- 今後、S S過疎地における自発的な取組を促し、サポートしていくとともに、各自治体の進捗状況をフォローアップし、来年度に開催する協議会で報告したい。
- 加えて、先進的な過疎地のビジネスモデルの構築やコスト低減等に資する技術開発等に係る実証を進めていく。